

## 屋久島世界遺産地域管理計画

## 1. はじめに

## &lt;見直しの視点&gt;

コンセプトの明確化、(可能であれば)屋久島憲章のワードや考え方を引用

世界遺産「屋久島」は、九州本土最南端から 60km の海上に位置するほぼ円形の山岳島である。屋久島の中心部から西の海岸部に及ぶ原生的な温帯雨林が広がる地域である。屋久島の島嶼生態系は、標高約 2,000m に迫る山岳を有し、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帯性ササ草地や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が 8,000mm を超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られる点、樹齢 1,000 年を超えるヤクスギの原生林が作り出す景観を有する点で世界的に特異な存在である。屋久島は、平成 5 年(1993 年)12 月の第 17 回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア(評価基準)に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産に登録された。

屋久島の世界遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくための管理の方針として、平成 7 年(1995 年)11 月に屋久島世界遺産地域管理計画(以下「管理計画」という。)が策定された。その後、平成 21 年(2009 年)に設置した有識者からなる世界遺産地域科学委員会(以下「科学委員会」という。)における議論の下、平成 24 年(2012 年)10 月に、当時の課題に適合したものとするために管理計画が全面的に改訂され、改訂された計画に則って保全・管理が行われてきた。今般、環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県及び屋久島町(以下「関係行政機関」という。)は、その後の自然環境や社会状況の変化を踏まえ、より実効性があるように管理計画の改訂を行ったものである。新たな管理計画の基本理念を下記のとおりとする。

## &lt;基本理念&gt;

- 関係行政機関は、遺産地域の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体(以下「関係団体」という。)等との緊密な連携・協力の下、このように世界的にも類まれな価値を有する遺産地域の自然環境屋久島の世界遺産としての顕著な普遍的価値を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。
- 世界遺産登録も見据えて、地元町によって平成 5 年(1993 年)に策定された屋久島憲章で定められている下記原則を尊重していく。
  - ・屋久島は、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島であり、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的テーマそのものである。
  - ・屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始める。そのため、この島の自然と環

1 境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用  
2 して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていく。  
3

<追記等の方向性（案）>

●世界遺産管理計画の大きなコンセプトとしては、以下の2つの考え方を記載する。

- ① 世界遺産としての顕著な普遍的価値を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいく。⇒世界遺産の普遍的価値の保全に係る管理者としての責務
- ② 世界遺産登録も見据えて策定された屋久島憲章で定める下記原則を尊重していく。⇒屋久島ならではの考え方、世界遺産を包含する屋久島全体の考え方
  - ・屋久島は、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島であり、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的テーマそのものである。
  - ・屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始める。そのため、この島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていく。

## 2. 計画の基本的事項

### 2-1 目的 (1) 計画の目的

~~屋久島の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、平成7年(1995年)11月に策定した屋久島世界遺産地域管理計画(以下「管理計画」という。)について、現状の課題に適合したものとするため改定する。~~

この管理計画は、遺産地域の保全に係る各種制度の所管及び管理を実施する環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県及び屋久島町(以下「関係行政機関」という。)が、屋久島世界遺産地域科学委員会(以下「科学委員会」という。)の助言を得つつ、生態系の順応的管理を進めるとともに、その他の行政機関、観光関係の団体をはじめ、遺産地域の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体(以下「関係団体」という。)等と相互に緊密な連携・協力を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

### (2) 計画の対象範囲

屋久島世界遺産地域は、島中央部の山岳部及び西部に位置しており、観光利用や山岳部を源流とする河川の水を生活に利用するなど島周縁部の海岸域や里とのつながりが深い。屋久島世界遺産地域の保全・管理にあたっては、遺産地域の外側での野生生物管理、観光管理、環境教育の推進、情報発信、普及啓発等が遺産地域内部にも影響を与えることから、一体的な取組が必要である。世界遺産地域の顕著な普遍的価値の維持への貢献の観点から、世界遺産地域と隣接する国立公園や森林生態系保護地域等に指定されている保護地域は、実質的な緩衝地域として位置づけ[丸之内2][a3]ることができる。また、その他の島全体を周辺地域として位置づけ、これらを含む屋久島全島を計画対象範囲とする。計画対象範囲は、図1のとおりである。

#### < 追記等の方向性 (案) >

- 遺産地域に隣接し、関連性が高い国立公園(特別地域)、森林生態系保全地域(保全利用地区)を実質的な緩衝地域として取り扱う。
- 観光管理や環境教育の推進、情報発信や普及啓発等の観点で、遺産地域や緩衝地域と一体的な取組が必要なことから、屋久島全島を計画対象範囲とする。
- 計画対象範囲の図面を追加する。

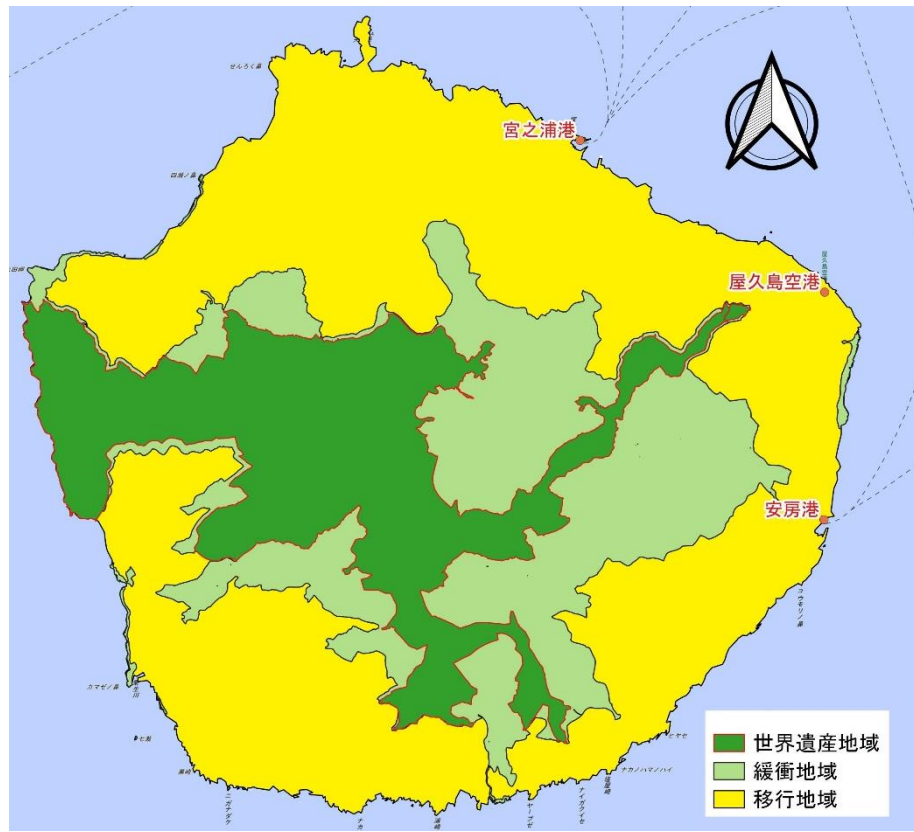


図 1 計画の対象範囲[a4]

### (3) 計画の期間

本計画の期間は概ね 10 年とする。また、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

< 追記等の方向性 (案) >

● 6 (2) 計画の見直しから移行 (期間を 10 年程度と記載する)

## 3. 遺産地域の概要

### (1) 位置等

遺産地域は、九州本島最南端から南方約 60 km、東シナ海と太平洋の間に位置する屋久島の一部からなり、北緯 30 度 15 分より 30 度 23 分、東経 130 度 23 分より 130 度 38 分に位置している。

関係する市町村は、鹿児島県熊毛郡屋久島町である。

遺産地域の面積は、10,747ha である。

### (2) 総 説

遺産地域を含む屋久島は、小規模な島嶼にありながら標高 2,000m に迫る山岳がそび

え、中心部の山岳地帯から海岸線に至るまで、際立った標高差が存在する。その温暖多雨の気候で、平地部の降水量は年間4,000mm、山頂部の降水量は年間10,000mmを超え、山腹を多数の河川が深い谷を刻んで流下している。この厳しい環境と多様で急峻な地形が特異な生態系と優れた自然景観を育んできた。

遺産地域は、北緯30度付近では稀な高山を含む島嶼生態系を有し、海岸部・暖温帯から高層湿原・冷温帯に及ぶ多様な植生の垂直分布が顕著に見られるほか、多くの固有種や希少種、南限種等を含む1,900種以上の植物が分布する。また、古いものでは樹齢3,000年に及ぶスギを含む原生的な天然林が織りなす景観は、優れた自然美を有している。

遺産地域は、屋久島国立公園（特別保護地区および第一種特別地域の大部分）、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域（保存地区および保全利用地区のごく一部）から成り、環境省、林野庁、文化庁及び鹿児島県による各種の保護制度等（屋久島原生自然環境保全地域、屋久島国立公園、屋久島森林生態系保護地域、特別天然記念物、県指定鳥獣保護区、保安林）により、自然環境の保全が担保されている。

また、遺産地域は昭和55年（1980年）に当時の国立公園区域が生物圏保存地域（BR、ユネスコエコパーク）に登録されたが、平成28年（2016年）にユネスコMAB計画国際調整理事会において、全島を対象に核心地域（法律やそれに基づく制度等によって厳格に保護する地域）、緩衝地域（核心地域と移行地域の緩衝として、教育、研修、エコツーリズム等を行う地域）、移行地域（居住区、地域発展や経済発展が図られる地域）の3つにゾーニングした形で拡張登録されている。世界遺産地域と本管理計画で位置付ける緩衝地域、周辺地域は、それぞれ生物圏保存地域の核心地域は、緩衝地域、移行地域とユネスコの「人間と生物圏（MAB）計画」に基づき、MAB国際調整理事会によって認定された生物圏保存地域（BR）と大部分がほぼ<sup>[丸之内5]</sup><sub>[a6]</sub>重複している。

#### <追記等の方向性（案）>

- MABについてリバイス。BR（ユネスコエコパーク）の核心地域と緩衝地域と移行地域と、世界遺産地域等との関係を正確に。

### （3）自然環境

#### ア. 地形・地質

遺産地域が位置する屋久島は、面積約500km<sup>2</sup>、周囲約132kmのほぼ円形の島である。島の中央部に九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を主峰として1,000mを超える山岳が45以上連座している。これらの山々の特に山頂部は風化を受けた花崗岩の奇岩が露出する特徴的な景観を呈している。平地部の降水量は年間4,000mmを超え、山頂部の降水量は年間10,000mmを超える。この多量の降雨が、多数の河川となり、花崗岩の岩盤に深い谷を刻んでいる。また、屋久島では麓から山頂までの地表面のすぐ下に、約7,300年前に屋久島北方40kmの海にある鬼界カルデラが大噴火した際の噴出物が堆積しており、幸屋火砕流堆積物と呼ばれている。

## 1 イ. 気候

2 屋久島は太平洋側気候区の南端部にあって、亜熱帯性気候の南西諸島気候区と接して  
3 おり、海岸部に亜熱帯性気候がみられる。世界屈指の大きな海流である黒潮の影響によ  
4 り、気温は温暖多雨である。

5 屋久島の8月の平均最高気温は約30℃で、1月の平均最低気温が約8～9℃、年平均  
6 気温は約19.20℃である。<sup>[t7]</sup><sup>[丸之内8]</sup>年間降水量は、平地部で4,000mmを超え、山岳地帯  
7 では8,000～10,000mmにも達する。島の中央部に九州最高峰の宮之浦岳を有するため、  
8 山頂付近では12月から3月までの平均気温が-5℃以下となることもあり、積雪も見  
9 られる。海岸部の平地から中央部の山岳地帯である奥岳までの標高差が大きいことか  
10 ら、亜熱帯から冷温帯までの気候を有している。

## 11 ウ. 植物

12 屋久島は洋上に<sup>きつりつ</sup>海拔約2,000mも屹立している島であり、海岸部・暖温帯から冷温帯  
13 ・高層湿原に及ぶ多様な植生の垂直分布が顕著に見られる。海岸付近にはアコウ、ガジ  
14 ュマル等の亜熱帯性植物が生育し、海岸部から標高700～800m付近まではシイ類、カシ  
15 類を主とした暖温帯常緑広葉樹林、標高700～800m付近から標高1,200m付近までは暖  
16 温帯針葉樹林、標高1,200m～1,800m付近までは冷温帯針葉樹林、その上部の山頂部に  
17 はヤクシマダケ、ヤクシマシャクナゲの低木林が見られる。また、冷温帯域の標高  
18 1,600m付近には日本最南端の高層湿原があり、ミズゴケ、コケスミレ等が生育する一  
19 方、本土では冷温帯域を代表する樹種であるブナ、ミズナラ等が欠如している。

20 また、植物相は地理的特性や自然環境の多様性から1,900種以上の種が分布するほ  
21 か、<sup>せんたいるい</sup>蘚苔類は600種<sup>[丸之内9]</sup>以上に及ぶ。モミ、ツガ、スギ等の屋久島を分布の南限と  
22 する種は200種以上、ナンテンカズラ、オニヒノキシダ等の北限種も多数確認されてい  
23 る。

24 ~~さらに、~~屋久島では高地において矮小化した種や、岩場や溪流といった特殊な環境に  
25 生育する種など、多くの固有種や希少種が確認されている。希少種としては、環境省レ  
26 ッドリスト(2007)<sup>[丸之内10]</sup>によると、絶滅危惧ⅠA類が47種、絶滅危惧ⅠB類が52  
27 種、絶滅危惧Ⅱ類が73種、準絶滅危惧種が31種報告されており、固有種としては、種  
28 ・亜種・変種を含めて94種が報告されている<sup>[t11]</sup>。遺産地域内では、例えば、冷温帯  
29 域の山頂部にイッスンキンカ、ヒメコイワカガミ等の矮小化した植物やヤクシマリンド  
30 ウ等の岩場の植物が、溪流にホソバハグマ等の溪流植物が、暖温帯域の尾根部にヤクタ  
31 ネゴヨウが、それぞれ生育している。山頂部に生育するヤクシマウスユキソウや中標高  
32 地域の林床部に生えるヤクシマタニイヌワラビ等は、現存する個体数が極度に少ない種  
33 として、特に絶滅のおそれが懸念されている。また、暖温帯常緑広葉樹林<sup>[t12]</sup><sup>[a13]</sup>にお  
34 いては、2008年のヤクノヒナホシの発見以降、タブガワヤツシロラン、タブガワムヨウ  
35 ラン、タケシマヤツシロラン、クロシマヤツシロラン、ヤクシマソウなど、新種や国内  
36 新産種の発見が相次いでいる。

また、島の中央山岳地帯である奥岳地域を中心に、標高 600m付近から 1,800m付近にかけて天然スギが分布する。一般的なスギの寿命は最大 800 年程度とされているが、雨が非常に多く湿度の高い屋久島では、天然スギの生長は非常に遅く、樹脂が豊富で年輪が緻密であるため腐りにくいという特徴を有し、樹齢が千年を超えることも珍しくない。屋久島では、樹齢千年以上の天然スギは「ヤクスギ」（以下「ヤクスギ」という。）、千年未満の天然スギは「コスギ」と呼ばれ、樹齢 3,000 年に及ぶヤクスギを含む原生的な天然林は、独特の美しい景観を呈している。

## エ. 動物

九州本土から切り離されて以来、1万5千年に及ぶ歴史と変化に富む植生からなる屋久島の原始性豊かな生息環境は、多くの固有種や亜種を生み出してきた。

哺乳類は、ヤクシカ、ヤクシマザル、~~ヤクシマジネズミ、ヤクシマヒメネズミ~~<sup>[t14]</sup>の4種等の固有亜種を含む 167<sup>[t15]</sup>種が確認されている。このうち、ヤクシカについては、生息数が増加し、下層植生や落葉等の過剰な採食等の結果、忌避植物の優占等による森林の構成種の単純化や更新阻害、裸地化による土壌流出や一部植物の絶滅が懸念されるなど、遺産地域の生態系や生物多様性への影響が危惧されている。また、鳥類では、ヤクシマカケス、ヤクシマヤマガラ<sup>[t16]</sup>の2種の固有亜種を含む 167 種が確認されており、このうちアカヒゲ、カラスバト、イイジマムシクイ、アカコッコの4種が天然記念物<sup>[a16]</sup>に指定され、ている。このほか、爬虫類が 15 種、両生類が 8 種、昆虫類が約 1,900 種<sup>[t17]</sup>、3,000 種以上確認されるなど、屋久島は、面積の小さい島としては極めて<sup>[t18]</sup>豊富な動物相を有している。

### < 追記等の方向性（案） >

- レッドリスト、指定種数のリバイス。近年の新種指定をいくつか例示。

## (4) 社会環境

### ア. 歴史

厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、近代を中心としたヤクスギの伐採の歴史を経ながらも、遺産地域の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。

遺産地域を含む屋久島は、慶長 17 年（1612 年）にその森林資源が着目されて島津氏の直轄領地となった後、寛永 19 年（1642 年）に儒学者泊如竹が島津氏にヤクスギの利用を進言したところから、ヤクスギの伐採が本格化したと言われ、これが現在の森林の構造にも反映しているものと推定されている。

明治時代に入り、版籍奉還、地租改正に伴う土地官民有区分等を経て、屋久島の山林の大部分は国有林に編入された。大正 10 年（1921 年）に島民への配慮が明記された屋久島国有林経営の大綱（通称：屋久島憲法）が示された後、大正 12 年（1923 年）には、安房～小杉谷約 16km の森林軌道が完成するなど、森林の利用が本格的に開始された。

1 また、一方で、大正11年(1922年)には国有林に学術参考保護林が設定され、大正13  
2 年(1924年)には、当該区域が屋久島スギ原始林として国の天然記念物に指定されるな  
3 ど、保護すべき地域の設定も開始された。

4 昭和30年代以降昭和40年代にかけては、増大する木材需要への対応、伐採へのチェ  
5 ンソーの導入など林業技術の近代化によって、国有林の伐採はピークを迎えた。なお、  
6 西部地域では昭和30年代にかけてパルプ用木材の伐採が行われ、昭和35年(1960年)  
7 頃まで松脂採取、炭焼き、農業などで生活が営まれていた。

8 一方、自然保護をめぐる社会的要請の高まりと多様化の中で、昭和29年(1954年)  
9 には屋久島スギ原始林を特別天然記念物に格上げするとともに、昭和39年(1964年)  
10 には国立公園に指定、昭和50年(1975年)に花山地区を「屋久島原生自然環境保全地  
11 域」に指定し、その後、平成4年(1992年)には、学術参考保護林とその周辺地域を森  
12 林生態系保護地域に再編・拡充した。

13 平成4年(1992年)10月には世界遺産委員会に推薦書を提出し、平成5年(1993  
14 年)12月に白神山地とともに日本で最初の世界自然遺産に登録された。

## 15 16 イ. 利用状況

17 遺産地域が位置する屋久島では、昭和63年(1988年)から平成9年(1997年)まで  
18 の10年間で入島者数は約2.1倍となり、その後の10年間でさらに約1.4倍増加し、平  
19 成19年(2007年)に約40万人に達した。その後、近年はやや減少傾向にあり、新型コ  
20 ロナウイルスの感染拡大の影響が生じた令和2～4年(2020～2022年)以前の数年は、  
21 30万人弱で推移している。遺産地域の中では、縄文杉を目的地とする荒川登山道の登山  
22 者が最も多く、登山者数は平成12年(2000年)から平成21年(2009年)までの10年  
23 間で約3倍に増加し、9万人に達して以降、近年はやや減少し9コロナ禍前の数年は6  
24 万人前後で推移している。次いで、宮之浦岳や黒味岳を目的地とする宮之浦岳登山道の  
25 登山者が多く、登山者数は平成12年(2000年)以降1.51万人前後で推移している。  
26 また、西部地域を通過し、照葉樹林の中で間近にヤクシカやヤクシマザルの観察ができ  
27 る西部林道(車道)の利用も多く見られる。

28 遺産地域の外側の緩衝地域では、白谷雲水峡やヤクスギランドにおける自然探勝を目  
29 的とした利用者が多く、コロナ禍前の数年はそれぞれ約10万人、約6～7万人で推移  
30 している。

## 31 32 ウ. 産業

33 遺産地域の大部分を占める国有林は、そのほとんどが屋久島森林生態系保護地域に設  
34 定され、また、遺産地域においては、現在、木材生産を目的とした森林施業は行われて  
35 いない。

36 遺産地域を中心とした屋久島国立公園及び周辺地域では、エコツアーや登山等を主体  
37 としたガイド産業が盛んである。

## 38 39 エ. 土地所有形態



1 遺産地域の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約95%を占めており、その他は鹿  
 2 児島県有地である。

3 <追記等の方向性（案）>

●利用状況について、近年の動向を追記。

4  
5  
6 (5) 世界自然遺産地域 屋久島

7 1) 顕著な普遍的価値<sup>[a19]</sup>

8 屋久島の世界遺産としての顕著な普遍的価値については、平成24年（2012年）に遡  
 9 及的陳述を行い、平成25年（2013年）の世界遺産委員会で承認された。

10  
11 【a. 概要】

12 屋久島は、ほぼ円形の山岳島であり、遺産地域は中心部から原生的な温帯雨林が広が  
 13 る地域である。日本列島南西部の九州本土最南端から60kmに位置し生物地理区の旧北  
 14 区と東洋区の境界部に位置している。標高2,000mに迫る山岳が島を占め、屋久島世界  
 15 遺産資産は、島の中心部に位置し、南、東、西の海岸に向かって伸びている。

16 屋久島の島嶼生態系は、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近  
 17 の冷温帯性ササ草原や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、  
 18 北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。

19 また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が8,000mmを超える特殊な多雨・高湿度  
 20 環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られ、世界的に特異  
 21 な存在である。樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生的な天然林が作り出す景観を含  
 22 み、植物の種又は亜種を1,900種以上、16種の哺乳類、150種の鳥類を有しており、生  
 23 物多様性に富んでいる。

24  
25 【b. 登録基準の証明】

26 ○ クライテリア (vii) (自然景観) :

27 屋久島は、小規模な島嶼にありながら、標高2,000mに迫る山岳がそびえ、中心部の  
 28 山岳地帯から海岸線に至るまで、きわだった標高差が存在するなどの特徴を有してい  
 29 る。また資産は、多くの巨大直径の樹齢数千年のスギ、屋久島で見られるこの種の最も  
 30 古く最も壮観な個体の生育地である。壮大な景観を呈するスギが優占する最後で最高の  
 31 生態系を有する。このように、生物学など自然科学の分野や自然美の観点から重要な地  
 32 域が小さな島に存在している点で非常に価値がある資産である。

33  
34 ○ クライテリア (ix) (生態系) :

35 屋久島は、北緯30度付近では稀な高山を含む島嶼生態系であり、他地域ではほとん  
 36 ど失われてきた暖温帯地域の原生的な天然林という特異な残存植生が海岸線から山頂部  
 37 まで連続して分布しており、自然科学の各分野の研究—進化生物学、生物地理学、植生

1 遷移、低地と高地の生態系の相互作用、水文学、暖温帯地域の生態系のプロセスを行  
2 う上で非常に重要である。

3  
4 【c. 完全性】

5 資産はひとかたまりの土地から成り、全ての異なる植生帯を含み、また島の中心部の  
6 原生的で重要な地域を含む。資産には、島の西部の海岸線から標高約2,000mの山頂部  
7 までが含まれ、海岸付近の亜熱帯性植物を含む海岸植生から山頂付近の冷温帯性のササ  
8 草地・高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性が確保されている。ここには、1924  
9 年にさかのぼる資産の保全の歴史により、開発による悪影響を受けていない原生的な温  
10 帯雨林が広がっている。

11 資産の境界は、歴史的、行政的な多くの要因の影響の結果、複雑である。しがしなが  
12 ら、資産は、特に第三紀遺存植物であるスギの原生林の大部分が含まれるなど、資産の  
13 価値を構成する要素を包含している。資産は10,747haであり、島の面積の約21%を占  
14 め、その価値を長期的に存続させるために十分な面積を有している。

## 2) 遺産地域内における保護制度等

### ア. 原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動により影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき、昭和50年（1975年）5月に花山地区が霧島屋久国立公園の区域から除外され、「屋久島原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が遺産地域に含まれている。

原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新築等や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉・落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

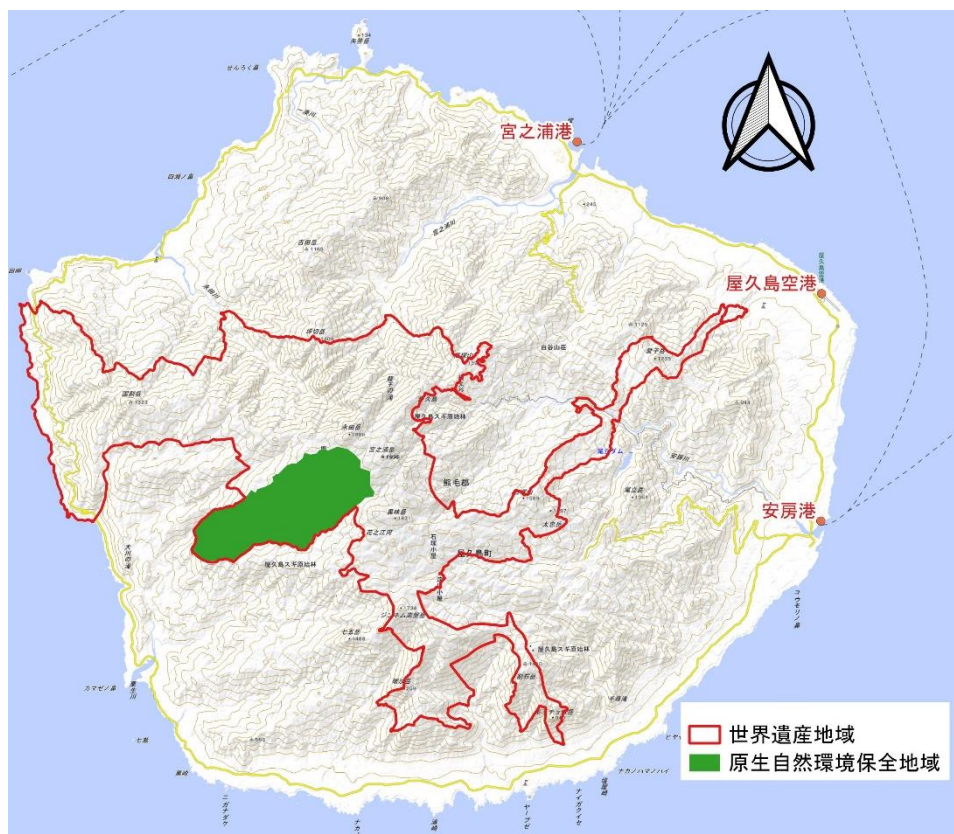
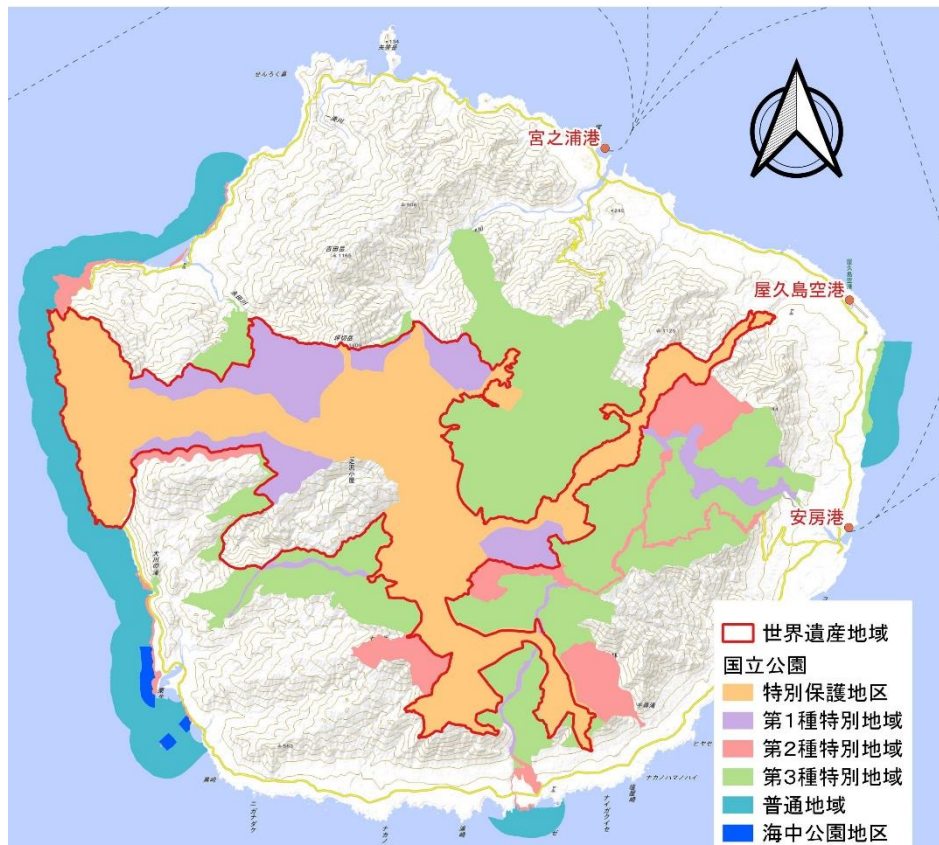


図2 屋久島における原生自然環境保全地域の位置

## 1 イ. 国立公園

2 「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、  
3 もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するこ  
4 とを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

5 同法に基づき、昭和39年（1964年）3月に屋久島の山岳部を中心とした地域が  
6 「霧島屋久国立公園」に指定された。その後、昭和58年（1983年）1月の区域拡張を  
7 経て、平成24年（2012年）3月に霧島屋久国立公園から独立し、現在、原生自然環境  
8 保全地域を除く遺産地域の全域は、同法に基づき、「屋久島国立公園」に指定されてい  
9 る。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新築等、木竹の伐採等の行為は  
10 環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護  
11 する地域であって工作物の新築等や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉  
12 落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護  
13 が行われている「特別保護地区」がそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定さ  
14 れ、この地域区分に応じて各種行為が規制されている。また、自然環境を保全しつつ、  
15 その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道や避難小屋等の整  
16 備が行われている。



18 図3 屋久島における国立公園の位置 [a20]

## ウ. 森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し管理する地域である。

本制度に基づき、平成4年（1992年）3月に屋久島の中心部の地域が「屋久島森林生態系保護地域」に設定された。「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たす地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

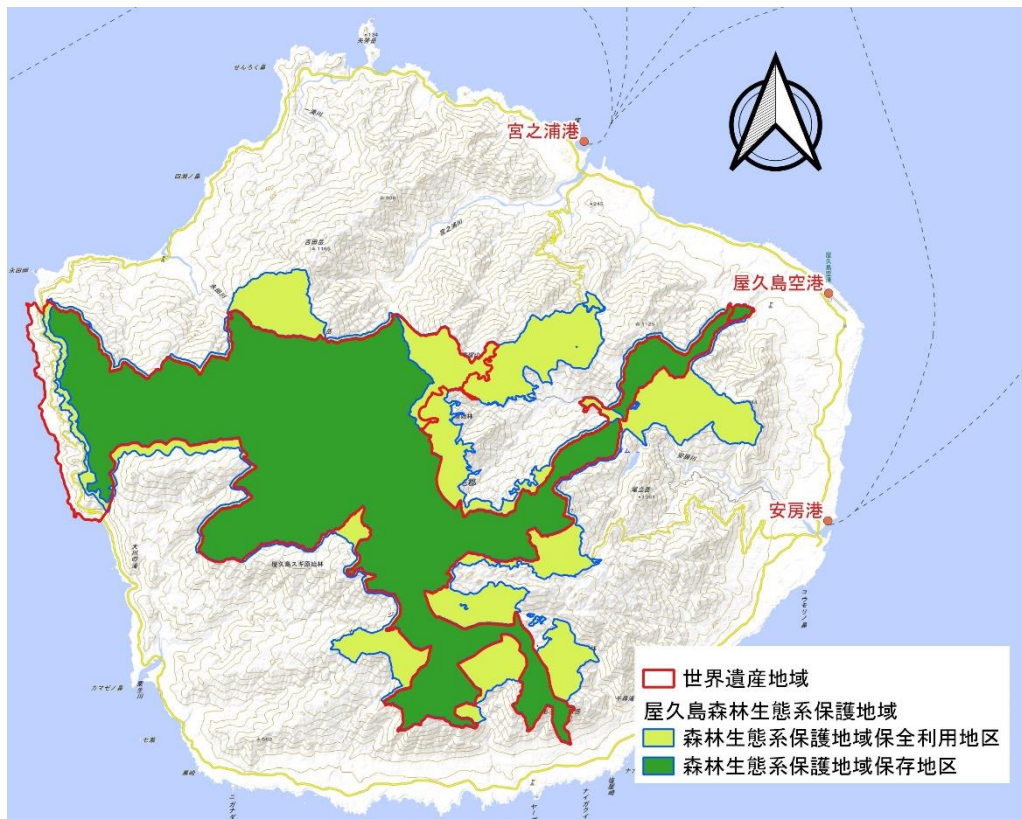


図4 屋久島における森林生態系保護地域の位置

## エ. 天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。また、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定することができる。

遺産地域には、国指定の特別天然記念物「屋久島スギ原始林」が含まれるほか、遺産地域に生息する動物のうち、アカヒゲ、カラスバト、アカコッコ、イイジママムシクイ、オカヤドカリの5種が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。



図5 屋久島における天然記念物(屋久島スギ原始林)の位置

## オ. 鳥獣保護区

「県指定鳥獣保護区」は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、都道府県知事が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。

同法に基づき指定されている県指定国割岳鳥獣保護区及び同特別保護地区並びに県指定宮之浦岳鳥獣保護区及び同特別保護地区の全域が遺産地域と重複し、県指定小杉谷鳥獣保護区、県指定荒川鳥獣保護区及び県指定花之江河鳥獣保護区の一部が遺産地域と重複している。狩猟が禁止される「鳥獣保護区」のうち、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」に指定されている。

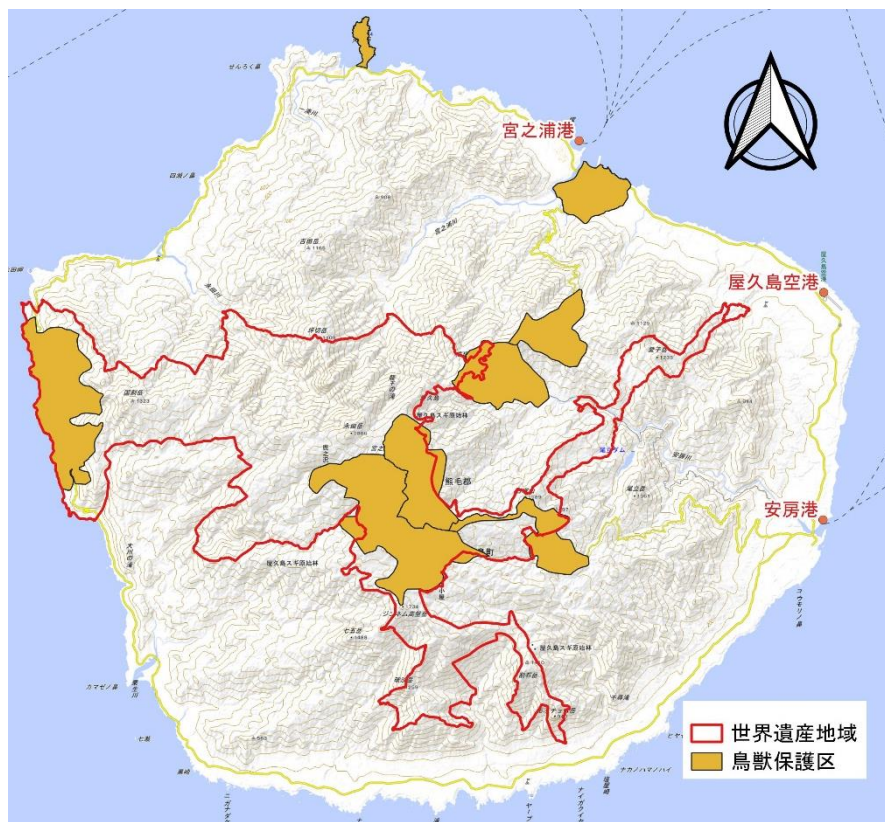


図 6 屋久島における鳥獣保護区の位置図

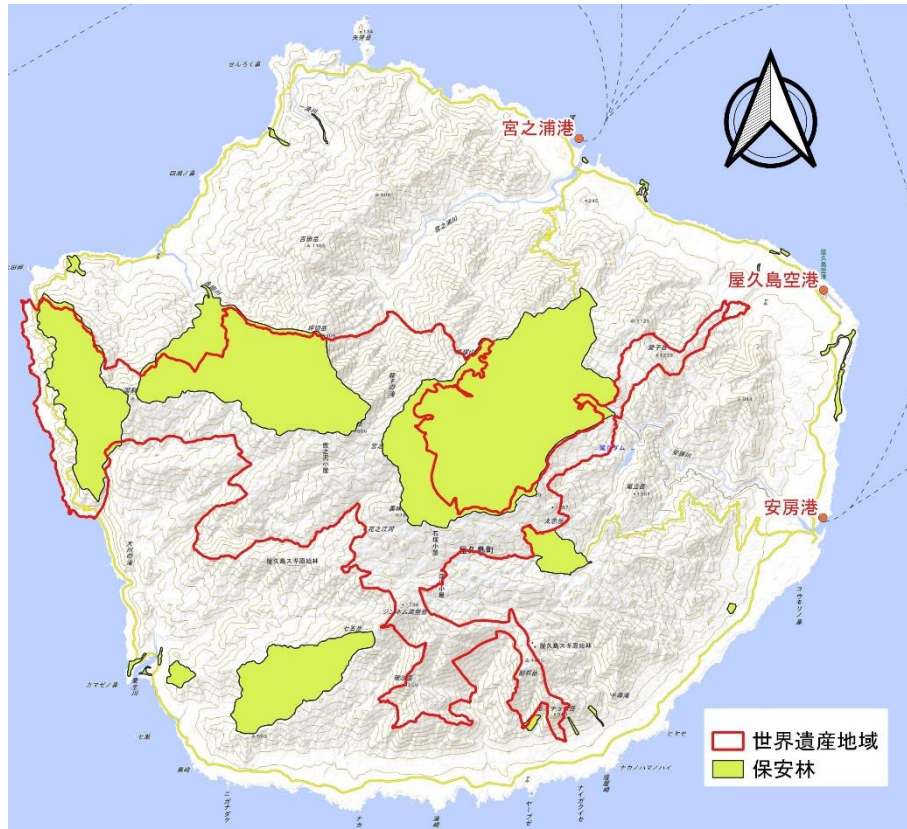
1 **カ. 保安林**

2 「保安林」は、水源の涵養、土砂の流出の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公  
 3 共目的を達成するため、「森林法」に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定する  
 4 森林である。

5 遺産地域の一部が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林又は保健保安林に指定され  
 6 ている。

7 保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許  
 8 可が必要である。

9



10 **図 7 屋久島における保安林位置図**

10

11

12

13



### キ. 瀬切川ヤクタネゴヨウ希少個体群保護林

「保護林」は、原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野のことである。「瀬切川ヤクタネゴヨウ希少個体群保護林」は屋久島の西部に位置し、面積は61.54haで、世界遺産地域に隣接する。ヤクタネゴヨウは、屋久島と種子島のみに自生しており、絶滅危惧IB類（環境省レッドリスト2020）に指定されている。当保護林は、ヤクタネゴヨウ個体群のほか、シイ・カシの二次林が主体であり、自生するヤクタネゴヨウを含む針広混交林を森林生態系として保護することを目的として設定されている。

当保護林区域及び周辺には、大径木も含む500本以上のヤクタネゴヨウが自生しており、隣接する世界遺産地域にかけて連続的に生育するヤクタネゴヨウ群落を一体的に保全する上で重要な位置づけにある。

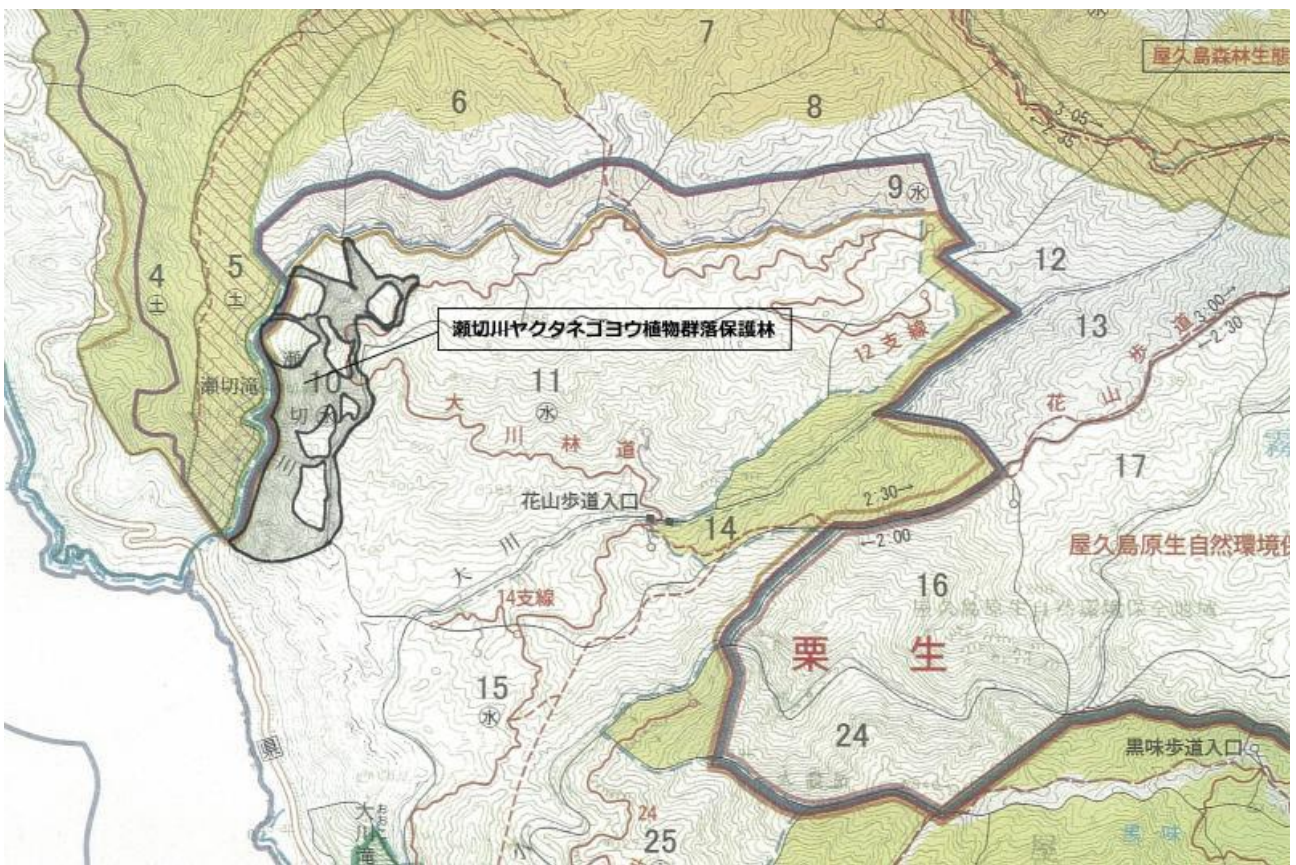


図8 瀬切川ヤクタネゴヨウ植物群落保護林の位置図

(GIS 図面作成に時間がかかるため、とりあえずWEB 紹介画像の付け)

### ク. 国内希少野生動植物種

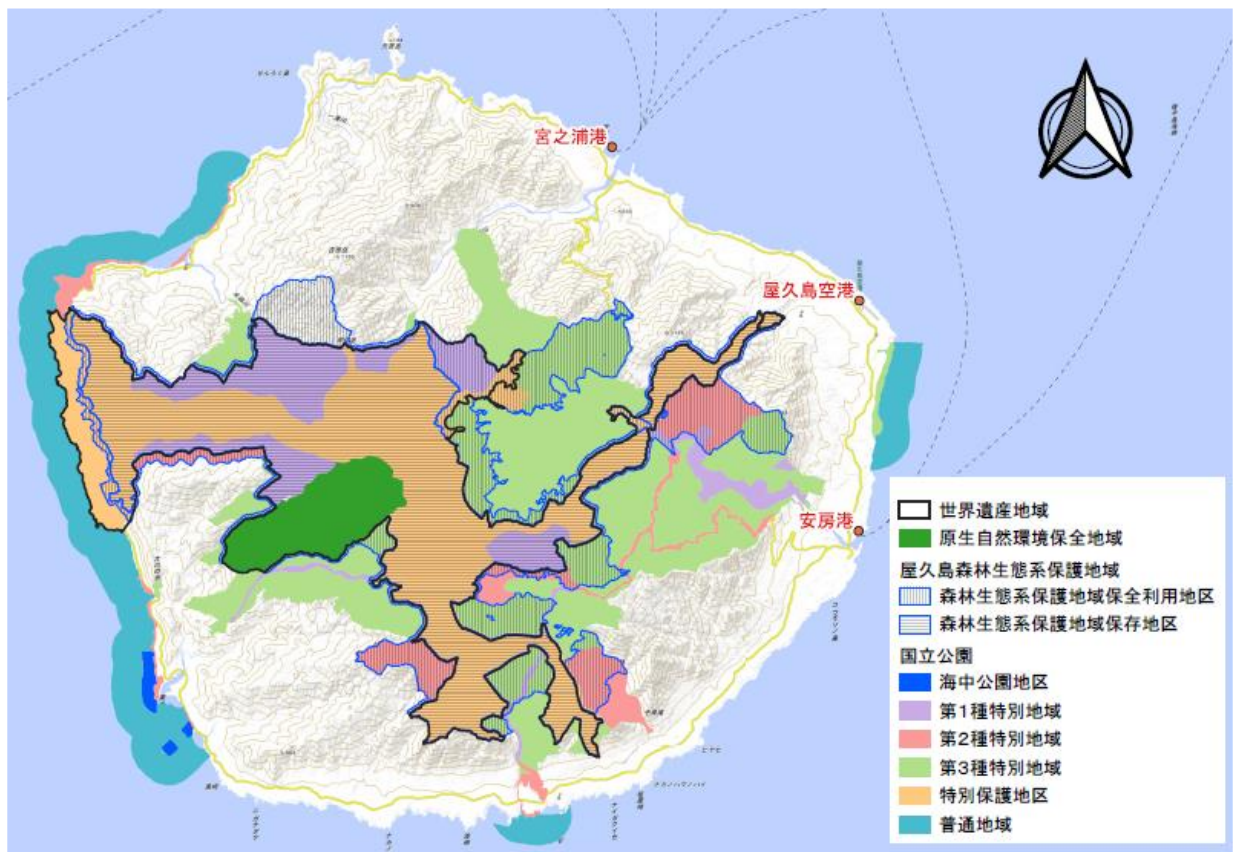
「国内希少野生動植物種」は、絶滅のおそれがある種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づいて指定される種であり、学術研究目的などで許可を受けた場合を除き、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡し等が禁止されている。

現在屋久島においては、鳥類ではアカヒゲ、アカッコの2種、維管束植物ではヒモ

1 スギラン、ホソバコウシュンシダ、オオバシシラン、フササジラン、シマヤワラシダ、  
 2 ヤクシマタニイヌワラビ、ホソバシケチシダ、アオイガワラビ、ヤクシマフウロ、ヤク  
 3 シマリンドウ、ハナヤマツルリンドウ、ヤクシマヒゴタイ（ヤクシマトウヒレン）、ヤ  
 4 クシマソウ、コウシュンシュスラン、ヤクシマヤツシロラン、タブガワヤツシロラン、  
 5 ヒメクリソランの17種[市川21]が指定されている。  
 6

＜追記等の方向性（案）＞

- 「保護地域ごと」の図面を追加する（遺産地域も明示）。
- 森林生態系保護地域の次に、「瀬切川ヤクタネゴヨウ稀少個体群保護林」の項目を立て、関連情報を追記。末尾に「国内希少野生動植物種」の項目を立て、関連情報を記載する。



8 保護地域に関する区域図例  
 9  
 10

## 4. 管理の基本方針

### (1) 管理の目標

#### 1) 全体目標

屋久島は、温暖な黒潮の中に屹立する 2,000m<sup>きつりつ</sup>に迫る山岳を有する島である。遺産地域は、世界的にも稀な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む多様な生物相を有するとともに、海岸部・暖温帯から冷温帯・高層湿原に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系と優れた自然景観を有している地域である。

遺産地域の管理に当たっては、このような原生的な屋久島の生態系と自然景観を後世に引き継いでいくことが重要である。特に、世界遺産登録時に世界遺産委員会において評価された次のクライテリアについて、その世界遺産としての顕著な普遍的価値を、将来にわたって維持できることを目標とする。

このため、自然状態における遷移に委ねることを基本とし、各種制度に基づき厳正な保護を図るとともに、必要に応じて能動的な管理を行うこととする。また、管理を行うに当たっては科学的知見を踏まえて順応的に行うこととする。

#### 2) 地域区分別目標

##### ○世界遺産地域

人為的干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守るとともに、必要に応じて対策を行う。著しく増加又は減少した野生動植物については、その生息・生育状況と変動の要因を科学的に把握・分析し、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態を目指すことにより、資産の顕著な普遍的価値を確実に維持する。

観光利用は、原則として既存の登山道等を節度をもって利用するものとし、利用ルールやマナーの徹底を図る。

##### ○緩衝地域

観光や林業等の人為的活動との共存を図る。著しく増加又は減少した野生動植物については、遺産地域と一体的に必要な対策を講じることにより、資産の顕著な普遍的価値の維持に資する緩衝機能を確保する。

観光利用においては、当該地域に主要な利用拠点や多様な登山道が存在することを踏まえて、遺産地域に近い体験が得られる環境の創出を図る。

##### ○周辺地域

地域社会が資産の顕著な普遍的価値への理解を共有することを目指すとともに、遺産地域や緩衝地域と一体的に必要な対策を講じることにより、資産に影響を与える脅威を排除・低減する。

また、持続可能な利用や環境教育、積極的な情報発信や普及啓発を進めることにより、資産の顕著な普遍的価値の将来的な維持と保護管理に貢献する。

1 林業が屋久島における主産業の1つであることを踏まえつつ、希少植物の生息地等  
 2 周辺での森林施業については特に配慮するなど、地域における生物多様性の保全と地  
 3 域社会の持続的発展との両立を実現する。

4  
 5 ○ ~~クライテリア vii (自然景観)~~

6 ~~屋久島は、小規模な島嶼にありながら標高 2,000mに迫る山岳がそびえ、中心部の~~  
 7 ~~山岳地帯から海岸線に至るまで、際立った標高差が存在するとともに、古いものでは~~  
 8 ~~樹齢 3,000 年に及ぶスギを含む原始的な天然林を有するなど、小さな島の中に生物学~~  
 9 ~~や自然科学の分野や自然美の観点から重要な地域が存在する点で非常に価値がある資~~  
 10 ~~産である。~~

11  
 12 ○ ~~クライテリア ix (生態系)~~

13 ~~屋久島は、北緯 30 度付近では稀な高山を含む島嶼生態系であり、暖温帯地域の原~~  
 14 ~~生的な天然林という特異な残存植生が海岸線から山頂部まで連続して分布しており、~~  
 15 ~~自然科学の各分野の研究—進化生物学、生物地理学、植生遷移、低地と高地の生態系~~  
 16 ~~の相互作用、水文学、暖温帯地域の生態系のプロセス—を行う上で非常に重要であ~~  
 17 ~~る。~~

18  
 19 <追記等の方向性 (案) >

- 遺産地域、緩衝地帯、その周辺地域 (仮) 3 区分それぞれについて、管理や保全の基本的な考え方を示す。
- 主に周辺地域においては、林業を上手く振興し、屋久島における主産業の一つであることを記載するとともに、木材生産を継続しながら、生物多様性も高めていくような施業のあり方について言及する。

20  
 21 (2) 管理の現状

22 <見直しの視点>  
 23 過年度の取組の評価

24 遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別地域及び特別保護地区、森林生  
 25 態系保護地域、特別天然記念物として、自然環境の保全が担保され、原始的な自然環境  
 26 が人為により破壊されることなく残されている。また、遺産地域の保全に係る各種制度  
 27 を所管する関係行政機関は、相互に密接な連携を図り、遺産地域の適正な管理に努めて

28 いる。  
 29 これにより、世界遺産登録時に世界遺産委員会において評価された特異な生態系と優  
 30 れた自然景観が維持されているが、一部地域においてヤクシカの生息数の著しい増加に  
 31 伴う下層植生や落葉等の過剰な採食や外来種の侵入・定着が見られ、また、特定の登山  
 道において登山者数が増加しており、生態系や自然景観への負の影響が懸念されつつあ

1 る。

2 さらに、近年世界的な問題となっている気候変動による世界遺産への影響が懸念され  
3 ていることから、屋久島についても森林生態系における気候変動の影響を把握する必要  
4 がある。

<追記等の方向性（案）>

●約10年間における大局的な観点での成果や管理上の課題について追記する。（細かい内容は、「管理状況の評価」や「取組実績の整理」に記載する）

5  
6  
7 (3) 管理に当たって必要な視点

8 ア. 生態系等の統合的・順応的な管理

9 (ア) 生態系等の統合的な管理

10 屋久島は狭小な島嶼であるものの、亜熱帯要素を含む暖温帯から冷温帯に及ぶ多様な  
11 生態系を有し、多くの動植物が生息・生育し、固有種や北限・南限種が多数みられる。  
12 これらは、地史、地形、地質、気候などのさまざまな条件と、人を含む多くの生き物の  
13 相互作用によって成り立っており、遺産地域における課題を解決していくためには、一  
14 部の分野の対策を講じるだけでは不十分である。例えば、遺産地域である西部地域で  
15 は、人間による土地利用の変化とともに、ヤクシカの生息数が著しく増加し、下層植生  
16 や落葉等の過剰な採食の結果、構成種の単純化や森林の更新阻害、裸地化による土壌流  
17 出や一部植物の絶滅が懸念されるなど、遺産地域の生態系や生物多様性への大きな影響  
18 が危惧される。

19 このような課題の解決に向けては、遺産地域の特異な生態系や優れた自然景観を統合  
20 的に管理する必要があり、植物、動物、地形・地質、土壌、気象などの様々な分野の研  
21 究機関や研究者の協力を得て、森林の保全管理や地域社会などに関する分野も交えた対  
22 策を総合的に行う。

23  
24 (イ) 生態系の順応的な管理

25 遺産地域の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測  
26 が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。管理にあたってはこの  
27 ため、関係行政機関、研究機関や研究者、地域の団体等が連携して調査研究・モニタリ  
28 ングを行う。また、関係行政機関はその結果に応じてモニタリングの見直し等を行うと  
29 ともに、地域住民等の合意形成を図りつつ、本管理計画を含め遺産地域の管理方法を柔  
30 軟に見直し、有効な対策の実施に努める。

31 こうした調査研究・モニタリング、評価とその結果を踏まえた順応的な管理は、スギ  
32 を含む原生林や植生の垂直分布等の健全性の保持、ヤクシカや登山者による生態系や自  
33 然景観への影響のほか、外来種による生態系への影響についても行うものとする。なお  
34 また、順応的な管理を進めるためには、各段階において科学的な見地から適切に評価を  
35 行う必要があることから、平成21年（2009年）に設置した科学委員会や研究者から科  
36 学的な助言を得ながら、それを管理関係行政機関相互に情報共有した上で、継続的に対

1 策を進めていくこととする。

## 2 イ. 広域的、長期的な管理

### 3 (ア) 広域的な視点による管理

4 <見直しの視点>

5 島全体を対象、生活圏を考慮、バッファゾーンの設定

6 野生鳥獣や植物の花粉、種子等は、遺産地域の境界とは関係なく移動するなど、遺産  
7 地域に生息・生育する動植物は遺産地域外からの影響も受けており、その生態系との共  
8 通性や連続性を有する隣接地域も視野に入れた管理を行う必要がある。また、観光  
9 利用管理や環境教育、情報発信と普及啓発においても、遺産地域外からの立ち入りを考  
10 慮した上での地域外の利用拠点や登山口、教育施設や宿泊施設等との関係を考慮する必  
11 要がある。このため、遺産地域の管理に当たっては、遺産地域とその外側の緩衝地域及  
12 び周辺地域を一体的にとらえて行うこととするその生態系と共通性や連続性を有する隣  
13 接地域も視野に入れた管理を行う。なおまた、遺産地域とその周辺地域は「人間と生物  
14 圏（MAB）計画」に基づく生物圏保存地域にも指定されており、これも踏まえて適切な  
15 管理を行うことが必要である。

16 <追記等の方向性（案）>

- 17 ●（広域的な管理について、生態系の観点でのみ言及されているため、）観光管理や  
18 環境教育の推進、情報発信や普及啓発等の観点で、遺産地域と周辺地域との一体的  
19 な取組が必要なことを追記する。

### 20 (イ) 地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールド長期的な視点による管 21 理

22 遺産地域には<sup>[a22]</sup>数多くの貴重な動植物が生息・生育しており、従来から多くの研  
23 究機関や研究者の生物・生態研究等の重要なフィールドとなっている。特に、本地域  
24 は海岸部・暖温帯から冷温帯・高層湿原までの多様な植生の垂直分布を有しているこ  
25 とから、地域レベルでの研究等のみならず、気候変動等の地球環境の変化が生態系に  
26 及ぼす影響の把握等、地球レベルでの研究等のフィールドとしても貴重な存在であ  
27 る。

28 一方、急峻で複雑な地形を擁していることから、気象の把握等における課題も多  
29 い。

30 関係行政機関は、過去に行われてきた調査研究、モニタリングについて整理を行う  
31 とともに、研究機関や研究者、地域の団体とも連携・協力して効果的な調査研究やモ  
32 ニタリングを実施する。

33 樹齢1,000年を超えるヤクスギに代表される屋久島の原生的な景観や植生豊かな森林  
生態系からなる自然環境は、長い年月を経て形成され、歴史や文化・産業等の社会環境  
も、その自然環境を土台として育まれてきた。自然環境の変化を常に把握し、変化に応  
じて適切な管理を行っていくためには、長期的にモニタリングを行い、そのモニタリン

1 グ結果を常に反映し、順応的に管理していくことが重要である。

2 <追記等の方向性（案）>

- 現行の記載は、調査研究・モニタリングに特化した内容のため、5（4）調査研究・モニタリングの「基本的な考え方」に移行する。
- 長期的な視点による管理として、樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生的な天然林がつくりだす景観が世界遺産としての価値の構成要素であることを鑑み、生態系の動態や自然の遷移について長期的にモニタリングし、管理にフィードバックしていくことの重要性について記載する。

3  
4  
5 **ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続可能な利用**

6 <見直しの視点>

7 観光資源でもある自然を保護・活用、地元の素材で地元が潤う仕組み

8 基本理念にも記載しているとおり、世界遺産地域を含む島の自然と環境が基本的資  
9 産であることを大原則として、観光利用と自然環境の保護が対立軸ではなく、資産の  
10 価値を高めながらうまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上  
11 げていくことを意識しつつ、自然環境の保全と利用の好循環の実現を図っていく。

12 その実現のために、屋久島の貴重な財産であり観光資源でもある自然を保全し、そ  
13 の自然と共にある人々の暮らし、すなわち環境文化を継承し有効に活用すること、及  
14 びそして、そこから生み出される恩恵を多くの来島者と分かち合い、心の豊かさ・感  
15 動・感謝し合う気持ちを大切に、持続的な地域づくりへ寄与するためにことを目的  
16 に、持続可能な利用を前提としたエコツーリズムを推進していく。

17 世界遺産地域の利用の象徴ともいえる縄文杉を目的とした登山利用については、世  
18 界遺産に登録されて以降、一時的に登山者数が大幅に増加したものの、近年は減少傾  
19 向にある。登山利用にあたっては、ガイド利用や登山バスの利用、山岳部環境保全協  
20 力金といった環境配慮が定着し、自然環境の保護と利用の好循環の好事例となってい  
21 る。縄文杉へ至る登山道では、平成12年からの10年間で利用者数が3倍以上に増加  
22 するとともに、連休等に利用が集中するなど、世界遺産に登録されて以降、遺産地域  
23 への登山者数は増加を続けているほか、特定の登山道や地域に利用の集中が見られ、  
24 遺産地域の生態系や自然景観に与える負の影響が懸念されている。関係行政機関は連  
25 携して、このような環境に配慮した持続可能な利用をより一層推進するとともに、世  
26 界遺産地域と緩衝地域、周辺地域の役割の違いを踏まえ、

27 世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、登山、観光等の利用につい  
28 ては、関係者間で調整を図り、生態系や自然景観に支障を及ぼさない範囲とする必要  
29 がある。

このため、持続可能な利用を前提とした「エコツーリズム」を推進することとし、屋

1 久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組  
 2 とも連携し、里部の観光利用も推進するなど遺産地域外への利用の分散をも図ってい  
 3 く。るとともに、なお、登山者の増大により生態系や自然景観への影響が懸念される場  
 4 合や、世界遺産地域にふさわしい利用の質が損なわれる場合においては、特定の登山道  
 5 や地域では、順応的管理の考え方の下、登山者や観光客のコントロールや利用ルールの  
 6 策定などを含む利用の適正化の措置を講じる推進する。また、特定の登山道や地域で施  
 7 設整備を行う場合には、生態系や自然景観と景観の保全に配慮した必要最小限のものと  
 8 する。

#### <追記等の方向性（案）>

- （いきなり各論である縄文杉から入るのではなく、）前段として、屋久島憲章や、屋久島町エコツーリズム推進全体構想の考え方を取り込む。

#### —記載例—

- ・島の自然と環境が基本的資産である（屋久島憲章）ことを大原則としつつ、観光利用と自然環境の保護を対立軸で考えるのではなく、資産の価値を高めながらうまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていく（屋久島憲章）ために、自然環境の保護と利用の好循環の実現を図っていく。
- ・屋久島町の貴重な財産である自然資源を保全し、その自然と共にある人々の暮らし、すなわち環境文化を継承し有効に活用すること、そして、そこから生み出される恩恵を多くの来島者と分かち合い、心の豊かさ・感動・感謝し合う気持ちを大切にし、持続的な地域づくりへ寄与することを目的に屋久島のエコツーリズムを推進する（エコツーリズム推進全体構想）。

- 縄文杉については、個別の例として取り上げる形とし、懸念や課題だけでなく、この10年間の成果なども踏まえて前向きな表現も採用する。[t23]

## エ. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理

### <見直しの視点>

小杉谷（林業遺産）や山岳信仰などの歴史・文化、環境文化の視点

11 屋久島では、海に10日、里に10日、山に10日という言葉があるように、海から山  
 12 までの豊かな自然を基盤に農、林、漁業の複合した暮らしが行われ、自然と親しみ、自  
 13 然を損なうことなく生活の糧を得る工夫（環境文化）が成り立ってきた。昔の屋久島の  
 14 人々は身近にある樹木を必要なだけ伐採して利用し、奥山にあるヤクスギの巨木は神木  
 15 として伐採することはなかったと言われている。屋久島の里部に分布する大半の天然林  
 16 は、かつて、薪炭材や鰯の燻製材等を供給するため伐採・更新が繰り返され、現在に至  
 17 っている。また、しかし、島中央部に分布するスギの生育する天然林は、島外からの需  
 18 要に応じて17世紀半ばに伐採が本格化し、その後、ヤクスギの減少を考慮して伐採の  
 19 制限がなされたが、島民はある程度自由に山林を利用することができていたとされる。



1 大正時代には、森林軌道の開通に伴い、森林利用がさらに本格化したものの、同時期に  
 2 は保護すべき地域として、学術参考保護林や、屋久島スギ原始林として国の天然記念物  
 3 の指定がなされた。一方、続く昭和 30～40 年代には、戦後の増大する木材需要への対  
 4 応や林業技術の近代化によって、国有林の伐採はピークを迎えた。それと並行して、屋  
 5 久島スギ原始林の特別天然記念物への格上げや国立公園の新規指定がなされ、現在の森  
 6 林は、その後の天然更新により成林し、現在、当時切り残された樹齢数千年の大きな個  
 7 体とおおむね樹齢 300 年生以下の個体が混在した構造を呈している。このように屋久島  
 8 の森林は、台風や斜面崩壊等の自然攪乱だけではなく、伐採を伴う人為的攪乱を受け、  
 9 それらの攪乱後の天然更新・再生によって成立している。また、屋久島の里部に分布す  
 10 る大半の天然林も、かつて、薪炭材や鰯の燻製材等を供給するため伐採・更新が繰り返  
 11 され、現在に至っている。

12 このような森林と人との関わりの歴史を踏まえると、屋久島は近世森林の保全と活用  
 13 で人々が苦しみ葛藤した島であり、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球  
 14 的テーマそのものであることを深く意識しつつ、遺産地域を含む屋久島の森林について  
 15 は、個々の森林の取扱いを定めた森林計画に基づき、PDCAサイクルの考え方に立っ  
 16 て適切に管理することが適当である。

17 なお、緩衝地域に位置する小杉谷地区は、大正 12 年 (1923 年) から昭和 45 年  
 18 (1970 年) までの間、屋久島におけるスギ天然林の開発基地としての役割を担ってい  
 19 た。現在は、国立公園や森林生態系保護地域保全利用地区に指定され、地区内を通過す  
 20 る森林軌道敷を多くの登山者が利用している。同地区は、森林と人との関わりの葛藤の  
 21 歴史を深く学ぶことができる象徴的な場所であるとともに、世界遺産の緩衝地域として  
 22 ふさわしい森林環境の再生を図っていく価値があるといえる。

23 また、屋久島の山岳は、古くから島民の信仰の対象とされ、自然と人との共生が図ら  
 24 れてきた経緯がある。この山岳信仰の歴史は、現在も岳参りという形で多くの集落に残  
 25 っているほか、旧暦の 1 月、5 月、9 月の山の神祭りの日は祈願や感謝の念から山に入  
 26 らない、といった風習が島民の間に伝えられている。山岳や森林の管理に当たっては、  
 27 こういった地域住民の価値観や理念の文化的背景にも留意する。  
 28

#### <追記等の方向性 (案) >

- 大量伐採前からも含めて、屋久島における人と森の関わり方についての記載をもう少し厚くする。
- 山の神の日や小杉谷の位置づけについて記載する。

#### —記載例—

- ・旧暦の 1 月、5 月、9 月の山の神祭りの日は、祈願や感謝の念から山に入らない、といった風習が島民の間に伝えられている。
- ・小杉谷地区は、大正 12 年 (1923) から昭和 45 年 (1970) までの間、屋久島におけるスギ天然林の開発基地としての役割を担っていた。現在は、国立公園や森林生態系保護地域保全利用地区に指定され、世界遺産地域の緩衝地帯としての機

能を有している。森林軌道敷を多くの登山者が利用し、世界遺産地域との対比の観点でも、森林と人との関わりの歴史を深く学ぶことができるエリアであるとともに、世界遺産の緩衝地帯としてふさわしい森林環境の再生を図っていく価値があるエリアである。

- 「環境文化」という考え方を追加する。

1  
2

## オ. 地域や様々な主体との連携・協働

<見直しの視点>

地域住民の参画、具体的なアクション

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

関係行政機関は、遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、一体となって効率的及び効果的な管理を実施する。

また、遺産地域の良好な生態系や自然景観を維持するため、屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等様々な機会を通じて、地域住民・団体の意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の適正な管理に反映させる。その結果は、積極的な情報発信等による共有化を図り、管理への理解の促進に努める。

さらに、遺産地域の保全や利用に関わっている地域住民・団体の積極的な参加・協力を得るほか、現時点で屋久島に直接関わりのない者も含めて、島内外の民間企業や観光客も含めた一般市民との関係を深め、多くの人に世界遺産地域を含む屋久島の管理に関与し、応援者になってもらうことを意識しつつことにより、地域や様々な主体との連携・協働による遺産地域の保全や適切な利用を推進する。

<追記等の方向性（案）>

- 遺産地域の管理に直接的に関わっていない一般の地域住民への情報発信と理解促進について記載する。
- 現時点で屋久島に直接関わりのない者も含めて、島内外の民間企業や観光客も含めた一般市民との関係を深め、連携・協働・関係人口の増大も見据えて、屋久島の応援団になってもらうことの重要性について記載する。

16  
17

## 5. 管理の方策

### <見直しの視点>

特定エリアの位置づけ・方針（西部地域など）、ヤクシカ対策の情報発信、個体の有効活用

### (1) 生態系と自然景観の保全

#### ア. 基本的な考え方

遺産地域が有する特異な生態系と優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。

原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とする。ただし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていくものとする。

特に、世界遺産委員会に評価された特異な生態系や優れた自然景観の維持が確保されているか適切に把握し、必要に応じて絶滅が危ぶまれる固有種・希少種の保護・増殖等生物多様性の保全を図るための有効な対策を講じていくものとする。

#### イ. 生態系の保全

##### (ア) 植 物

屋久島の植生については、海岸部の亜熱帯に近い暖温帯から山頂部の亜寒帯に近い冷温帯までの幅広い温度環境に沿って、アコウ、ガジュマル等の亜熱帯性植物を含むシイ類、カシ類を主とした照葉樹林、中腹のスギ、モミ、ツガ等の温帯性針葉樹林、ヤクシマダケ、ヤクシマシャクナゲ等の低木による偽高山草原に至る多様な植生の垂直分布が顕著に見られる。また、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む屋久島固有の林相を呈する原生的な天然林など、本土とは異なる特異な森林植生を有している。さらに、地理的特性から、1,900種以上の種が分布しており、固有植物94種、分布の南限種は200種以上、北限種も多数確認されている。また、日本本土の自然植生に通見られるブナ等の冷温帯性落葉広葉樹林が欠如していることや、面積の小さい島にもかかわらず蘚苔類が600種超に及ぶなど<sup>[丸之内24]</sup>、本土とは大きく異なった生態系を有している。

~~このような<sup>[a25]</sup>多様かつ特異な植生が見られる遺産地域は、そのほとんどの区域が、国が所有・管理している国有林であり、屋久島原生自然環境保全地域及び屋久島国立公園に指定されるとともに、屋久島森林生態系保護地域に設定されているほか、一部は森林法に基づく保安林に指定されている。また、遺産地域には国指定の特別天然記念物「屋久島スギ原始林」が含まれている。国立公園や森林生態系保護地域、特別天然記念物等の既存のこれら各種保護制度に基づき、関係行政機関は連携して適正かつ効果的な管理を行う。~~

世界遺産委員会において評価された特異な生態系を将来にわたって維持するため、以下のとおり、長期的なモニタリングと評価を行いながら、必要な対策を行う。また、その際には、遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する隣接地域も視野に入れ、ヤクシカの採食圧、人の踏圧等による影響に対しても所要の対策を行う。

## ア) 植生の垂直分布

遺産地域では、海岸部・暖温帯から冷温帯・高層湿原に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られ、世界遺産委員会においても評価されている。このようなことから、遺産地域及びその周辺における植生の垂直分布の動態把握を定期的に行うことにより、その健全性についてモニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。

### イ) 常緑広葉樹林

屋久島では標高700～800m付近まで暖温帯常緑広葉樹林が見られるが、これら森林を中心としてヤクシカの採食圧が増加している。特に遺産地域でもある西部地域では、ヤクシカの採食圧による植生への影響が著しく、林床植生の食害摂食に伴う希少植物の消滅や不嗜好性植物の優占による下層植生の単純化、天然林の更新阻害等が懸念されている。また、周辺地域の暖温帯常緑広葉樹林においては、タブガワヤツシロランやヤクシマソウなど、新種や国内新産種の発見が相次いで確認されている。

このため、希少植物等を保護するために防鹿柵の設置等を行うとともに、ヤクシカの採食圧による植生への影響についてモニタリングし、その結果を踏まえ、採食圧の排除を含む総合的な対策を検討する。なお、モニタリングの実施に当たっては、これまでヤクシカによる採食圧が比較的小さい南部地域等の植生への影響の拡大を把握することに留意する。また、屋久島の低地における暖温帯常緑広葉樹林の生物多様性保全に向けて、適切な保護措置を検討する。

### ウ) 天然スギ林

天然スギは、島の中央山岳地帯である奥岳地域を中心に標高600m付近から1,800m付近まで分布し、なだらかな傾斜面や山の中腹部に多く生育する。

遺産地域は、縄文杉などの樹齢数千年のヤクスギに代表される天然スギが優占する特異な生態系と優れた自然景観を有しており、このことが世界遺産委員会においても評価されている。また、天然スギ林の齢級構成は、現在、江戸時代の伐採の影響で樹齢300年生以下のものが多いが、大径木は樹齢800年生以上といわれている。

また、これまでの研究事例において、天然スギの更新には一定規模以上の攪乱の発生が必要とされているが、詳しいメカニズムについては明らかにされていない。

このため、天然スギの分布状況や更新状況等を定期的に調査し、その健全性についてモニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。

### エ) 登山道等の植生

登山者の増加や登山利用の集中化等に伴い、人為による植生荒廃や土壌流出等が見られる登山道等がある。

このため、関係行政機関が連携した効率的な巡視活動により、登山道等の植生の変化等の把握に努める。また、植生荒廃や土壌流出等が見られる箇所については、モニタリングと評価を行いながら、植生保護や土壌安定のための措置等を行う。

## オ) 固有種・希少種

屋久島には 94 種の固有種と環境省レッドリスト（2020）に基づく 206 種の希少種が分布している。これらについては、関係行政機関が連携した効率的な巡視活動等により、個体数や分布域の増減、生育地の環境の変化等の把握に努める。また、ヤクシカの食害摂食等の影響により生育状況に影響を受ける希少種・固有種を指標種として設定し、継続的にモニタリングを行う。その結果、個体数が急激に減少するなど絶滅のおそれがある種については、現地調査を行いその実態を明らかにした上で、緊急かつ優先的に保護すべき生育地を選定し、防鹿柵を設置するなど生息域内保全を行うとともに、減少した個体数の回復を図るための生息域外保全や保護増殖事業の実施等を検討する。

特にまた、絶滅のおそれがあるヤクタネゴヨウ及び、ヤクシマリンドウ、希少なシダ類、近年新たな生育が確認されている菌従属栄養植物種については、以下の方針により、保護・復元を図る。

- ヤクネタゴヨウは、屋久島及び種子島のみ分布し、環境省レッドリスト（20072020）では絶滅危惧 I B 類に指定されている。また、ヤクタネゴヨウの生育地では、稚樹の発生は確認できるものの、低木まで成長した個体を確認できない。さらに、松くい虫被害による枯死も見られるほか、ヤクシカによる下層植生の採食が確認されている。このため、関係行政機関は、地域団体等の協力を得て、遺産地域内のヤクタネゴヨウがまとまって生育する箇所について、隣接するヤクタネゴヨウ保護林と一体的に、優先的に防鹿柵を設置するなど保護対策を進める。また、遺産地域外に造成した採種林について、研究者や地域団体等の協力も得つつ、適正な管理に努める。
- ヤクシマリンドウは、標高 1,700m を超える高地の岩場に自生する多年草である。屋久島のみ分布する固有種であり、環境省レッドリスト（20072020）では絶滅危惧 I B 類に指定されているが、これまでに多くの個体が園芸用に採取され、岩場の隙間等限られた箇所に残存するなど個体数が極めて少なくなっていることから、平成 28 年（2016 年）3 月に国内希少野生動植物種に指定された。このため、関係行政機関は、地域団体等の協力を得て、ヤクシマリンドウの自生地情報を収集・共有し、連携して盗掘防止のための巡視活動や普及啓発に努める。
- シダ類は屋久島の多雨環境を反映した植物種群であり、多くの種がヤクシカの摂食の影響を受けている。中には、ヤクシマタニイヌワラビ（絶滅危惧 IA 類）など国内希少野生動植物に指定された種もあることも踏まえ、シダ類の被度を評価指標に設定して、その生育状況を継続的にモニタリングしていく。
- 菌従属栄養植物種は、近年、主に周辺地域における暖温帯常緑広葉樹林帯での新種発見が相次ぎ、ヤクシマソウ（絶滅危惧 IA 類）、ヤクシマヤツシロラン（絶滅危惧 IA 類）等が、種の保存法による国内希少野生動植物種に指定されている。それらの生育に対して森林施業上の配慮を行うとともに、生育環境である暖温帯常緑広葉樹林とあわせて、適切な保護措置を検討する。

< 追記等の方向性（案） >

- 常緑広葉樹林について、世界遺産地域外ではあるものの、低地照葉樹林の重要性について記載する。
- 固有種や希少種の種数についてリバイスする。
- 希少種・固有種の生育状況については、森林生態系の管理目標の評価指標として定め、91種の指標種を対象に、その生育状況について継続的にモニタリングしていることを記載する。
- ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウに関する情報をリバイスする（リンドウ：種の保存法指定など、ヤクタネゴヨウ：保護林指定など）。
- 種の保存法で国内希少野生動植物種に指定されたシダ類、菌従属栄養植物種についてとりあげ、関連情報を記載する。シダ植物は、ヤクシカWGの森林生態系の管理目標の評価指標としてとりあげていることを記載する。

(イ) 動物

~~遺産地域は<sup>[a28]</sup>、そのほとんどの区域が、国が所有・管理している国有林であり、屋久島原生自然環境保全地域及び屋久島国立公園に指定されるとともに、屋久島森林生態系保護地域に設定されている。国立公園や森林生態系保護地域、特別天然記念物等の既存のこれら各種保護制度に基づき、多様多様な野生動物の生息地の保全を図る。また、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区では野生動物の捕獲等が禁止されているほか、遺産地域の一部の地域については、県指定鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されている。これらの措置により野生動物の適正な保護管理を行う。~~

また、以下の方針により、関係行政機関は連携して適正かつ効果的な野生動物の保護管理を推進する。

- ① 生態系本来の構造と機能を維持・保全することを基本として、野生動物の生息地の保護を図るとともに、著しく増加又は減少した野生動物については、その生息状況と変動の要因を科学的に把握し、必要な対策を行う。
- ② 野生動物の中には遺産地域の内外にわたって行動するものも多いことから、遺産地域のみならず、野生動物の生息地全域も視野に入れて保護管理を進める。
- ③ 人と野生動物との共存を図るため、ガイド事業者等とも連携・協力を図りながら、餌やり等の防止、ゴミの持ち帰り等の指導、野生動物の生態等に関する普及啓発を推進する。

特に、ヤクシカについては、遺産地域の保護管理に資する適正な密度になるよう、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により屋久島全体を対象として策定される第二種特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画、及び「自然公園法」による「屋久島国立公園屋久島生態系維持回復事業計画（平成28年（2016年））」~~より屋久島国立公園を対象に策定される生態系維持回復事業計画~~を踏まえ、以下の方針により個体数管理及び生態系の維持回復を行う。

- 1 ・ 顕著な普遍的価値として評価された植生の垂直分布を適正に保全することを最優先
- 2 事項としつつ、ヤクシカも屋久島の生態系の重要な構成要素であることを踏まえて、
- 3 生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態を目指す。
- 4 ・ 遺産地域や緩衝地域のゾーニング、ヤクシカの生息密度、植物種の希少種や固有種
- 5 の生育状況やヤクシカによる影響度合いなど、西部地域ではヤクシカの生息密度が高く
- 6 採食圧による生態系への影響が著しく、一方、南部地域ではヤクシカの生息密度が
- 7 比較的低く生態系への影響が軽度であるなど、地域によってヤクシカの生息密度と採
- 8 食圧による生態系への影響が異なることから、各地域の実態を踏まえ関係行政機関は
- 9 連携して対策を講じる。
- 10 ・ 関係行政機関は、森林生態系の管理に当たって、管理目標と評価指標を定めてモニ
- 11 タリングを行い、ヤクシカによる植生や植物種への影響やその回復状況について、体
- 12 系的に評価を行う。
- 13 ・ 関係行政機関は、ヤクシカの捕獲に当たって、順応的管理の下、生息頭数や生息密
- 14 度等についてのモニタリングを行いながら、有害鳥獣捕獲等により戦略的に個体数調
- 15 整を進める。また、その実施に当たっては、地域団体等の協力を得ながら進めるほ
- 16 か、モニタリング結果については互いに情報の共有化を図るなど、連携して個体数調
- 17 整の客観的評価を行う。
- 18 ・ 関係行政機関は、効果的・効率的な捕獲方法の検討を進め、その検討結果について
- 19 は互いに情報の共有化に努めるとともに、実践にあたって互いに協力し合うなど、連
- 20 携してヤクシカの個体数調整を進める。
- 21 ・ 関係行政機関は、科学委員会の下に設置したヤクシカ・ワーキンググループの助言
- 22 も得て、生息頭数のモニタリング、個体数調整、捕獲方法の検討、影響評価、生態系
- 23 の維持回復等の作業を進め、全体として科学的かつ順応的な管理を行う。
- 24 ・ 関係行政機関は、ヤクシカ対策に関する情報発信を地域住民や観光客に対して行う
- 25 ほか、食肉利用等、捕獲個体の有効活用を推進する。

< 追記等の方向性（案） >

- ヤクシカWGにおける検討や特定鳥獣管理計画（2022）をふまえて、近年のヤクシカの個体群動態や対策の状況、方向性等について記載する。
- ヤクシカ対策に関する情報発信や個体の有効活用の推進について記載する。

（ウ）西部地域の生態系

屋久島の西部地域には、我が国有数の規模を誇る暖温帯常緑広葉樹林（照葉樹林）が広がっており、海岸線から山頂部にかけて、屋久島の世界遺産としての顕著でな普遍的な価値の1つである、植生の垂直分布の連続性が島内で唯一確保されている。

暖温帯常緑広葉樹林には大型哺乳類として、ヤクシマザルとヤクシカが生息し、ヤクシマザルが樹上採食中に落とした木の葉や木の実を下でヤクシカが採食する状況や、ヤクシマザルがヤクシカの背に乗るといった動物同士の相互関係も時に確認されるなど、研究者等の注目を集め、学術的な価値の高い地域となっているほか、こういった生態系の象徴的な光景を容易に観察でき、観光利用できる稀有な地域でもある。

1 西部地域でのヤクシカ対策にあたっては、屋久島世界自然遺産の顕著な普遍的価値で  
 2 ある、植生の垂直分布の維持と、学術研究活動や観光とのバランスを重視し、捕獲を特  
 3 定エリアに限定したゾーニング管理と<sup>[丸之内29]</sup><sup>[a30]</sup>、モニタリングデータに基づく順応  
 4 的管理を進めていく。

#### <追記等の方向性（案）>

- 植物や動物といった単一の 카테고리ではなく、照葉樹林-ヤクシカ-ヤクシマザルの関係に代表される生態系の学術的な重要性とその保全の必要性に言及する。
- シカ対策にあたっては、世界遺産としての顕著な普遍的価値であり、島内で唯一残された海岸部からの植生の垂直分布の維持と、学術研究活動とのバランスを重視し、捕獲を特定エリアに限定したゾーニング管理と、モニタリングデータに基づく順応的管理を進めることについて記載する。

## ウ. 自然景観の保全

6 遺産地域は、<sup>[a31]</sup>そのほとんどの区域が、国が所有・管理している国有林であり、屋  
 7 久島原生自然環境保全地域及び屋久島国立公園に指定されるとともに、屋久島森林生態  
 8 系保護地域に設定されている。また、遺産地域には、国指定の特別天然記念物「屋久島  
 9 スギ原始林」が含まれている。国立公園や森林生態系保護地域、特別天然記念物等の既  
 10 存のこれら各種保護制度に基づき、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、土地の形  
 11 状変更等については、自然景観に及ぼす影響を最小限にとどめるという観点から、引き  
 12 続き厳正に規制する。なお、遺産地域内の既存の道路について住民生活、交通安全上の  
 13 必要性を考慮して最小限の改良を行う場合であっても、世界遺産としての価値を損なう  
 14 ことのないようあらかじめ自然景観に及ぼす影響を調査し、その結果を踏まえ慎重に取  
 15 り扱う。

16 また、関係行政機関は連携し、登山道の管理、植生の保護・保全、ヤクシカの個体数  
 17 調整や生態系の管理に係る事業の実施等を通じて、遺産地域の優れた自然景観の保全を  
 18 推進する。なお、関係行政機関は登山道や植生の保護施設等<sup>のを整備する</sup>に当たっては、施設そのものが自然景観に与える影響をあらかじめ慎重に検討する。

19 さらに、世界遺産委員会において評価された優れた自然景観を将来にわたって維持す  
 20 るため、資産の以下の構成要素はとおり、長期的なモニタリングと評価を行いながら、  
 21 必要な対策を行う。

### (ア) 高層湿原

22 遺産地域内の花之江河と小花之江河は、日本最南端の高層湿原であり、その景観的  
 23 な重要性とともに、貴重な動植物の生息・生育地でもあるが、過去に発生した登山  
 24 道等周辺からの土砂の流入の変化影響やヤクシカの採食等により、地下水位の低下や  
 25 植生の変化等が見られる。

26 このため、平成30年（2018年）に高層湿原保全対策検討会が設置され、湿原維持  
 27 のための試行的対策や水収支等の把握が行われ、自然の推移に委ねつつも人為的影響



1 を取り除いていく対策が検討されている。 湿原の面積、水深、土砂堆積深、植物群落  
 2 の分布等を定期的にな調査し、 や 湿原生態系の健全性についてモニタリング を継続  
 3 するとともに、 また、 そ 高層湿原保全対策検討会 の検討結果等 を踏まえ、 自然の治  
 4 癒力を活かした必要に応じて 保護・保全対策を行い、その効果について評価する。

5  
 6 **<追記等の方向性（案）>**

7 **●高層湿原保全対策検討会で得られた新たな情報、対策の方向性について記載する。**

8 **(イ) ヤクスギの巨樹・巨木**

9 樹齢千年以上のヤクスギは世界的にも特異であり、これらに代表される天然スギが  
 10 優占する優れた自然景観は、世界遺産委員会においても評価されている。

11 このため、ヤクスギについて、巡視活動を通じて樹勢の衰えている個体の把握に努  
 12 める。樹勢の衰えが見られる個体については、その原因を究明するために専門家によ  
 13 る現地調査等を行うとともに、その個体の健全性についてモニタリングする。また、  
 14 その結果を踏まえ、必要に応じて樹勢回復措置等を行い、その効果について評価す  
 15 る。

16 **エ. 外来種や病害虫等への対応**

17 遺産地域における外来種への対応については、遺産地域への侵入の防止、侵入の早期  
 18 発見と対応、定着した外来種の排除、低密度化、封じ込めといった状況に応じた対策を  
 19 講じることを基本とする。

20 屋久島では、タヌキ、ノネコ、モクマオウ、アブラギリ等が外来種等として定着して  
 21 いる ほか、近年では屋久島東部の周辺地域において、国内外来種であるオキナワキノボ  
 22 リトカゲが確認されており、分布の拡大が懸念される。 なお、遺産地域への生態系への  
 23 影響の大きさは不明である。 また、全国的に拡大しているカシノナガキクイムシの被害  
 24 (ナラ枯れ) が、遺産地域内でも確認され、さらに、外来種であるマツノザイセンチュ  
 25 ウによる松くい虫被害が潜在的な脅威として存在しており、これらが遺産地域の生態系  
 26 に悪影響を及ぼす可能性が考えられる。

27 このため、関係行政機関は、外来種や病害虫等の防除等について教育及び普及啓発を  
 28 行うほか、巡視活動を通じて遺産地域内への侵入・定着・被害状況の把握に努める。

29 また、遺産地域及びその隣接地域への定着や樹木への被害が認められる外来種や病害  
 30 虫等については、遺産地域等の生態系に与える影響についてモニタリングを行う。さら  
 31 に、その結果を踏まえ、必要に応じて防除対策を行い、その効果について評価する。

32  
 33 **(2) 自然の適正な利用**

34 **<見直しの視点>**

安全管理、他の計画・構想等との関係、外国人の入込者、空港拡張計画を想定したマ  
 ネジメント、特定エリアの位置づけ・方針（西部地域）、ガイドの役割、観光の位置  
 づけ（保護と利用の好循環）、官民の連携・協働

**ア. 基本的な考え方**

1 世界遺産委員会において評価された遺産地域としての価値を将来にわたって維持する  
2 ため、登山、観光等の利用については生態系と自然景観に支障を及ぼさない範囲とし、  
3 これらの保全に配慮した必要最低限の施設整備を行うものとする。

4 特に、利用が多い登山道や地域については、生態系と自然景観及び利用の現状を踏ま  
5 えて、登山道や地域毎に明確な利用方針を定め、その方針に沿った施設整備・管理を行  
6 うものとし、積極的に情報共有・情報発信を行うものとする。

7 また、利用の分散とコントロールを図るとともに、より深い知識と屋久島らしい体験  
8 を登山者や一般観光客に提供することで、遺産地域の保護に対する理解を深めるもの  
9 とする。

#### <追記等の方向性（案）>

- 山岳部の利用については、世界遺産地域管理計画の下部計画として、屋久島山岳部  
適正利用ビジョン（R3 策定予定）を位置付ける。
- 遺産地域は緩衝地域及び移行地域と登山道で接続していることから、適正利用にあ  
たったの情報発信、情報共有は地域を問わず行うこと、また適正利用における留意  
点として山岳部での利用とこれら2地域と共通する留意点について追記する。
- 基本的な考え方と、適正利用ビジョンの記載内容の趣旨は同一であることを踏ま  
え、適正利用ビジョンを参考として必要なワードを追記する。

#### （参考箇所）

- ・屋久島の特性を踏まえた ROS などの管理手法を取り入れつつ、登山ルートごとに  
自然度やルート難易度などによって、登山 入門者を想定した便利さや快適さを  
考慮したゾーンや、豊富な経験を有する登山者を想定した原生的な自然環境の保  
全や体験が優先されるゾーンなど、数段階に区分して管理、利用体験の提供を行  
う（ビジョン抜粋）。
- 将来的な観光客の大幅な変動の可能性も踏まえて、自然環境を損なわない持続可能  
な観光を目指す。
- 保護と利用の好循環を実現するためにも、多様な観光客をターゲットとしつつ、閑  
散期への分散や適切な情報発信の強化を図るなど、戦略的に誘客とその管理に向け  
た計画を立てる。
- 持続可能な観光の推進と、質の高い利用の提供にあたっては、屋久島公認ガイドが  
大きな役割と責務を担っていることを踏まえて、官民による有機的な連携・協働体  
制の構築を図っていく。

## イ. 利用の適正化

11 縄文杉の見学を目的とした登山者の数は平成 12 年（2000 年）からの 10 年間で3倍以  
12 上に増加し、その利用は5月と9月の連休期間中や夏休み期間中である8月・9月に特  
13 くに集中している。また、1日当たりの登山者数が300人を超えた日数は、平成14年  
14  
15

1 (2002年)からの8年間で10倍以上に増加し、平成20年(2008年)以降は登山者数  
2 が600人を超える日も年に10日以上確認されている。また、遺産地域内にある各避難  
3 小屋では連休期間中等には収容力を超えた利用が見られる。

4 このように、遺産地域では、世界遺産登録後、登山者数が増加し、特定の時期や特定  
5 の登山道に利用の集中が見られる。休憩利用やすれ違いによる登山道脇の植生への影  
6 響、し尿量の増大による水環境の汚染といった生態系と自然景観に与える影響が懸念さ  
7 れるとともに、登山者の混雑等により遺産地域の自然が内包する荘厳な雰囲気喪失す  
8 るなど、利用環境の悪化も懸念されている。世界遺産としての価値を将来にわたって維  
9 持するため、遺産地域内の登山や観光等の利用については、既存の車道を除き、屋久島  
10 の優れた自然を体験し、観察し、学習するための徒歩利用を基本に、生態系と自然景観  
11 に支障を及ぼさない範囲で行う。また、登山道等の施設整備を行う必要がある場合に  
12 は、生態系と自然景観の保全に配慮した必要最小限の整備を行う。さらに、屋久島町エ  
13 コツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組とも連携  
14 し、里部の観光利用も推進するなど、遺産地域外への利用の分散を図る。

15 また、利用の適正化を図るため、関係行政機関は、巡視活動時に登山者による登山道  
16 周辺への踏み込みの状況を確認するとともに、登山者や一般観光客の動向(行動特性)  
17 と、それに伴う生態系や自然景観への影響を把握するためのモニタリングを行う。ま  
18 た、巡視活動やモニタリングの結果を踏まえ、過剰利用により生態系や自然景観への影  
19 響が懸念される特定の登山道や地域においては、関係法令等により利用調整を行うな  
20 ど、利用の適正化に向けた検討、取組を行う。さらに、利用の適正化に向けて、屋久島  
21 における登山ルールや登山マナーを記載した「登山者のための屋久島マナーガイド」  
22 や、過去の登山者数データから縄文杉登山者が少ない快適登山日を予測した「屋久島縄  
23 文杉快適登山日カレンダー」等を活用して積極的な広報活動を行う。  
24

#### <追記等の方向性(案)>

- 「管理計画に基づく事業実績の整理等」を踏まえて、マイカー規制、公認ガイド制度、山岳部環境保全協力金制度等の成果等を追記する。
- 縄文杉ルートの利用実態については、現状を踏まえて修正しつつ、構成を変更し、1つの例示として位置づける。
- 適正利用ビジョンの記載内容と趣旨は同一であることを踏まえ、適正利用ビジョンを参考として必要なワードを追記する。

#### (参考箇所)

- ・登山道等の施設や周辺環境も含む山岳部における体験の質の維持、向上を図りつつ、適正かつ安全に利用するよう利用者を誘導する。屋久島ではこれまで、高速船等におけるマナービデオの放映等の普及啓発やマイカー規制の運用、屋久島公認ガイド制度の運用などの様々な誘導方法を組み合わせて実施している。(中略)まずは既存制度の継続や普及啓発の改善、拡充等の間接的な方法での利用者

誘導を推進する。

- 将来的に山岳部の利用が適正でなく、様々な課題が生じていると判断された場合には、次のステップとして法的な強制力をもって規制するような直接的な方法について検討を行う。
- 誘導方法は、山岳部全体に共通の誘導方法と、各登山ルートのあるべき利用体験ランク（5～10年後）ごとに定めるランク別の誘導方法を講じる。共通の誘導方法については、利用者が十分な情報を基に、自らの判断でルートを選択し、登山計画や準備ができる誘導とする。
- ガイドが同行する場合には、ガイドから、電子媒体や標識による情報にとどまらない、より詳細な情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得ることとする。

1

2

## ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針

3

4

5

6

7

8

### （ア）荒川登山道

9

10

11

12

13

荒川登山道は、主に縄文杉の見学を目的とした登山者に利用される主要登山道であり、一部が遺産地域に含まれる。遺産地域を中心に、ヤクスギの著名木が数多く存在するなど、非常に人気が高い登山道である。このため、近年、登山者数が急増し、生態系や自然景観への負荷が増大している。また、特定の日・時間帯における混雑が著しく、荘厳な雰囲気喪失といった利用環境の悪化も指摘されている。

14

15

16

17

18

19

20

### （イ）宮之浦岳登山道

21

22

23

24

25

26

27

宮之浦岳登山道は、宮之浦岳や黒味岳の登頂を目的とした登山者に利用される主要登山道であり、その大部分が遺産地域に含まれる。ツガやモミなどの巨木が数多く存在するとともに、初夏にはヤクシマシャクナゲが咲き誇り、山頂部の眺望も素晴らしく、非常に人気が高い登山道である。近年の登山者数はほぼ横ばいで推移しているが、浸食による登山道の拡幅や土壌流出、踏み込みによる登山道脇に生育する希少な高山植物の衰退など、生態系や自然景観への影響が部分的に懸念される。

この現状を踏まえ、宮之浦岳登山道の利用方針は、登山道脇の脆弱な高山植生や水環

1 境が適正に保全された中で、登山者が登山を通して、海岸線から山頂に至るまでの際立  
2 った標高差がもたらす景観の素晴らしさ等を感じられるものとする。

#### 4 (ウ) 宮之浦岳－縄文杉縦走路

5 宮之浦岳と縄文杉の間の登山道は、主に1泊を伴う縦走を目的とした登山者に利用さ  
6 れる登山道であり、全区間が遺産地域に含まれる。眺望がきく稜線歩きを楽しめるほ  
7 か、スギの巨木が数多く存在することから、非常に人気が高い登山道である。登山道脇  
8 の植生荒廃が部分的に見られるほか、連休期間中等の特定の日には避難小屋やトイレの  
9 収容力を超えた利用が見られる。

10 この現状を踏まえ、宮之浦岳－縄文杉縦走路の利用方針は、避難小屋等施設の適正収  
11 容力の範囲内の利用を前提とし、登山者が登山を通して、自然景観の素晴らしさや原生  
12 的な天然林が持つ荘厳さを体験しながら、自然と人との関わり等について実感できるも  
13 のとする。

#### 15 (エ) 太忠岳登山道

16 太忠岳登山道は、太忠岳の登頂を目的とした登山者に利用される登山道であり、その  
17 一部が遺産地域に含まれる。スギの巨木が数多く存在するほか、山頂部には巨岩がそび  
18 えたち、眺望も素晴らしく、非常に人気が高い登山道である。登山者も多いことから、  
19 浸食による土壌流出などの生態系や自然景観への影響が懸念される箇所が部分的に見ら  
20 れる。

21 この現状を踏まえ、太忠岳登山道の利用方針は、登山道脇の自然植生や水環境が適正  
22 に保全された中で、登山者が登山を通して、原生的な天然林が持つ荘厳さや自然と人  
23 の関わり等について体感できるものとする。

#### 25 (オ) 西部地域

26 西部地域は、海岸付近に生育する亜熱帯性植物を含む暖帯の植生から、冷温帯の植生  
27 に至る、顕著な植生の垂直分布が見られる地域である。公道が遺産地域内を通っている  
28 屋久島で唯一の場所であり、観光利用が活発に行われている。また、県道下の半山・川  
29 原地区は、アコウ、ガジュマル等の亜熱帯性植物やシイ類、カシ類を主とした暖温帯常  
30 緑広葉樹林が広がり、ヤクシカやヤクシマザルの野生生態を間近で観察することができ  
31 るなど、近年、トレッキングや写真撮影等を目的とした利用が増加傾向にあり、野生動  
32 物への餌やりなどのマナー低下に伴う生態系への影響が懸念されている。

33 この現状を踏まえ、西部地域の半山・川原地区の利用方針は、利用施設等の整備は行  
34 わず、遺産登録当時の生態系や自然景観が適切に保全されることを前提に、適正なルー  
35 ル下における限定した利用の中で、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わり等につ  
36 いて体験学習できる最適の資源として活用されるものとする。

37 西部地域を通過する西部林道については、平成11年3月の「屋久島の一周道路整備  
38 のあり方について」(屋久島の一周道路整備検討委員会)における提言に準拠して、世  
39 界遺産地域の価値を損なわずに守り、引き継ぐことを大原則とし、必要最小限の範囲で

1 防災対策、自然環境や生態系に配慮した災害復旧、景観に対する配慮、現在の道幅を利用した必要最低限の範囲での待避所の設置などの実施に努めることとする。

2 <追記等の方向性（案）>

3 ●西部地域の生態系や観光利用に大きな影響を及ぼす西部林道の整備の考え方について、平成11年3月の「屋久島の一周道路整備のあり方について」（屋久島の一周道路整備検討委員会）における提言に準拠して記載する。

4 —記載例—

- 5 ・西部林道については、世界遺産地域の自然環境を保護し、後世に引き継ぐことを大原則とし、道路整備においては維持管理を基本とし、必要最小限の範囲での防災対策を図るとともに、自然環境や景観に配慮した災害復旧等に努めることとする。（提言における西部地区の整備方針より抜粋）

## 6 エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理

7 上記ウに掲げた遺産地域内の主要な登山道や地域及びその他の登山道等の施設の整備  
8 と管理に当たっては、「屋久島地域整備計画」に基づき、施設・登山ルート毎に設定し  
9 た望ましい利用のあり方及び登山者や一般観光客の数に沿う形で行うこととし、その内  
10 容については積極的に情報発信する。

11 また、利用の集中などにより登山道の荒廃が見られる箇所については、生態系と自然  
12 景観の保全に配慮し、環境条件に応じた適切な工法により荒廃の防止・整備を行う。さ  
13 らに、登山者の踏み込みにより裸地化し土壌の流出等が見られる登山道脇については、  
14 踏み込み防止措置を講ずるとともに、土壌流出の防止措置や植生の回復措置を行う。

15 <追記等の方向性（案）>

●適正利用ビジョンにおける「整備・管理」に関する記載内容を参考として必要なワードを追記する。

（参考箇所）

- ・登山ルートのランクに応じた施設の整備・維持管理等の管理（危険要素や自己責任の範囲などの情報提供含む）を適切に行う。
- ・国、県、町（世界遺産等の管理者及び施設管理者）と関係者は、情報共有など高度な連携により一体的な管理体制を構築する。
- ・施設の整備や維持管理は、過不足がないよう適切に実施するとともに、場所に応じた利用の質（種類、行動）や量（数など）の管理を行う。
- ・現状や場所の状況を踏まえるだけでなく、近い将来に起こりうる状況をも考慮に入れて管理を行う。

・屋久島の伝統的な人と自然との関わりに配慮した管理を行う。

## オ. エコツーリズムの推進

遺産地域の保護に対する登山者や一般観光客の理解を深めるため、以下の方針により、島全体でのエコツーリズムを推進し、より深い知識と屋久島らしい体験を登山者や一般観光客に提供する。

- ① 登山道や地域毎に適正な利用ルールを構築し、その普及を図る。
- ② エコツアーの質的向上に向けて、屋久島ガイド登録制度の充実と認定制度の導入を図るとともに、エコツアーが環境の保全につながる仕組みを構築する。

### <追記等の方向性（案）>

●屋久島町エコツーリズム推進全体構想を位置付ける。

### (3) 関係行政機関の体制<sup>[a32]</sup>

~~関係行政機関は、遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等とも連携、情報共有を図りつつ、一体となって遺産地域の効果的・効率的な管理を進める。~~

#### ~~ア. 環境省（九州地方環境事務所）~~

~~屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。~~

#### ~~イ. 林野庁（九州森林管理局）~~

~~屋久島森林管理署本署及び屋久島森林環境保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行う。~~

#### ~~ウ. 文化庁（鹿児島県教育委員会）~~

~~熊毛教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行う。~~

#### ~~エ. 鹿児島県~~

~~自然保護課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。~~

#### ~~オ. 屋久島町~~

~~屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等を行う。~~

### 1 (4-3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動

#### 2 ア. 基本的な考え方

3 遺産地域の保全・利用に当たっては、科学的知見に基づく管理を行うことが必要であり、科学委員会の助言を得つつ、多様な研究機関や研究者、地域の団体とも連携・協力して、調査研究・モニタリング及び巡視活動を行うものとする。また、これらの結果に応じて保全方法や利用方法の見直し等を行い、より効果的な手法により遺産地域の順応的な管理を行うものとする。

#### 8 <追記等の方向性（案）>

- 3 (3) イ (イ) 地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールドの記載内容を移行する。

#### 9 イ. 調査研究・モニタリング

10 遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、関係行政機関、研究機関や研究者、地域の団体等が連携して調査研究を実施し、科学的知見の集積に努める。

11 関係行政機関は、過去に行われた調査研究について整理を行うほか、以下の方針により、研究機関や研究者、地域の団体等とも連携・協力して、効果的な調査・モニタリングに努める。また、これらの結果については、科学委員会において科学的見地から適切な評価を行うとともに、遺産地域の管理に必要な管理指標を検討する。関係行政機関は、検討結果を踏まえて、遺産地域の管理に必要な管理指標を設定し、調査項目を選定してまた上で長期的なモニタリングを実施する。

- 12 ① 屋久島の世界自然遺産としての価値が維持されているか、科学委員会の助言を踏まえつつ、世界遺産委員会に認められたクライテリアに関連するモニタリングを行う。
- 13 ② 調査については、遺産地域の生態系の仕組みの解明といった遺産地域の価値を裏付けるもの、ヤクシカの捕獲方法の検討といった特定の課題への対策を講ずるもの、効率的・効果的なモニタリング手法の開発につながるもの等を実施する。
- 14 ③ 遺産地域における気候変動の影響を把握するため、モニタリングプログラムを作成するとともに、気象、植生等に係る基礎的データの収集に努める。
- 15 ④ 必要に応じて利用の適正化等の対策を講じるため、登山者・一般観光客の数や利用の動向、生態系や自然景観への影響を的確に把握するためのモニタリングを行う。
- 16 ⑤ 遺産地域は、海岸部、暖温帯、冷温帯、高層湿原までの多様な植生の垂直分布を有し、気候変動等の地球環境の変化が生態系や自然景観に及ぼす影響の把握など、地球レベルでの研究等のフィールドとしても貴重な存在である。このため、関係行政機関は、これら研究等に対してフィールドや収集データの提供等に努める。
- 17 ⑥ 関係行政機関が実施した調査・モニタリングの成果については、互いに情報を共有し、広く一般にも情報提供しつつ、遺産地域の適正な管理に活用する。

#### 18 ウ. 巡視活動



1 関係行政機関は、屋久島世界遺産地域連絡会議において作成された「屋久島世界遺産  
2 地域巡視マニュアル」に基づき、ガイド事業者や地域住民・団体等の参加・協力を得  
3 て、効果的・効率的な巡視活動に努める。また、巡視活動を行った結果については、互  
4 いに情報を共有し、ガイド事業者や地域住民・団体等にも情報提供しつつ、遺産地域の  
5 適正な管理に活用する。

#### 7 (5-4) 地域との連携・協働

##### <見直しの視点>

##### 地域住民の参画、具体的なアクション

8 関係行政機関は、地域との連携・協働による遺産地域等の管理を推進するため、屋久  
9 島山岳部保全利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等様々な機会を通じ  
10 て、ガイド事業者や地域住民・団体等の意見や提案を幅広く聴くとともに、遺産地域等  
11 の適正な管理に活用する。また、その結果については、遺産地域等の管理に直接的に関  
12 わっていない一般の地域住民に対してもの積極的な情報の発信等により、情報の共有  
13 に努める、理解の促進を図る。

14 さらに、遺産地域等の保全や利用に関わっているガイド事業者や地域住民・団体等が  
15 具体的な取組に関与できるような仕掛けづくりや機会の創出に努め、の積極的な参加・  
16 協力を得ることにより、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適切な利用を推  
17 進するとともに、さらなる連携・協働のあり方について検討を進める。特にガイド事業  
18 者については、屋久島公認ガイド認定制度という体系的な制度が構築されていること、  
19 並びに観光利用者と最も距離が近い存在であることも踏まえて、遺産地域等の管理に当  
20 たって、関係行政機関との良きパートナーとして位置づけ、連携や協働をより一層進め  
21 ていく。

22 なお、地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活か  
23 していくことを目指す場（知のプラットフォーム）として、地域住民・団体、研究者、  
24 屋久島町が主体となって設立した屋久島学ソサエティについては、地元の教育機関の学  
25 生の参加やガイド制度との連携など、研究活動を地域に還元する環境教育や人材育成の  
26 場としても機能していることから、取組を拡充しつつ継続する。

##### <追記等の方向性（案）>

- 直接的に管理に関わっていない一般の地域住民への情報発信と理解促進について記載する。
- 具体的な取組に関与できるような仕掛けづくりについて記載する。
- 地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指す場（知のプラットフォーム）として、地域住民・団体、研究者、屋久島町が主体となって、屋久島学ソサエティが設立された。研究活動を地域に還元する環境教育の場としても機能しており、取組を拡充しつつ、継続が必要なことを記載する。

1  
2 (6-5) 民間企業等との連携・協働

3 関係行政機関は、島内外の民間企業や観光客も含めた一般市民とも連携・協働し、遺  
4 産地域等の管理を推進する。そのため、現時点で屋久島に直接関わりのない者も含む  
5 て多くの人に屋久島の管理を支援してもらえるよう、今後、屋久島に関係する人口が増  
6 大する可能性も見据えて、島内外の一般市民との関係を深める。特に、気候変動対策や  
7 生物多様性保全に関して、民間企業による積極的な寄与が求められている世界的な潮流  
8 を踏まえて、遺産地域等の管理に向けた民間企業の関与に関して、働きかけを強化して  
9 いく。

10 <追記等の方向性（案）>

●現時点で屋久島に直接関わりのない者も含めて、島内外の民間企業や観光客も含めた一般市民との関係を深め、連携・協働・関係人口の増大も見据えて、屋久島の応援団になってもらうことについて記載する。

11  
12 (6) 環境教育、情報の発信と普及啓発

<見直しの視点>

○環境教育

屋久島環境文化財団、島の子供と自然との関わり、学校との連携・協力、島を誇りに思う気持ち、屋久島らしさ、小杉谷の位置づけ

13 遺産地域への関心や関わりを醸成するためには、の保全や適切な利用を推進するため  
14 には、まずは地域住民・団体、登山者や一般観光客等が、遺産地域の自然の価値や保全  
15 ・管理の状況を的確に理解することが必要である。し、世界遺産としての価値を成り立  
16 たせている屋久島全体の価値や、山に畏敬の念を抱く屋久島らしい自然観さを見直す機  
17 会を設けることが重要である。そのため、世界遺産委員会に評価された特異な生態系や  
18 優れた自然景観のほか、これらをの基盤とするしての屋久島の自然、歴史、産業、環境  
19 文化等について、幅広く教育・普及活動を行うとともに、情報の提供等を行う。また、  
20 関係行政機関は、積極的に遺産地域の自然を体験するセミナーを開催し、地元小・中学  
21 生等を対象とした森林教室や自然観察会などの自然と関わることのできる機会の創出を  
22 図るとともに、地元の教育機関との連携・協力も踏まえた体系的な環境教育を推進して  
23 いく。

24 また、屋久島には自然環境を損なうことなく何千年にもわたって積み重ねられてきた  
25 屋久島特有の生活文化（環境文化）があり、この環境文化を戦略的イメージとして、屋  
26 久島環境文化財団が中心となって、これまで遺産地域等を含む屋久島全島を対象とした  
27 環境教育が推進されてきた。現在も、環境教育の分野で、屋久島環境文化財団は大きな  
28 役割を担っていることを踏まえて、関係行政機関は当該機関との連携を一層図ってい  
29 く。

30 なお、環境教育にあたっては、屋久島の葛藤を交えた森林と人との関わりを踏ま  
31 え、林業基地として発展した小杉谷が重要な位置づけにあることを認識し、観光客だ

1 けではなく、地元の子供たちが学ぶ機会を充実させるエコツアーの造成を積極的に図  
 2 っていく。

3 環境教育や次項で言及する情報発信、普及啓発については、関係行政機関が所管する  
 4 以下の施設を拠点とする。

- 5 ① 屋久島世界遺産センター
- 6 ② 屋久島森林生態系保全センター
- 7 ③ 屋久島環境文化村センター
- 8 ④ 屋久島環境文化研修センター
- 9 ⑤ 屋久杉自然館
- 10 ⑥ 屋久島町民俗歴史資料館

<追記等の方向性（案）>

- 環境教育を推進する中心的組織として、環境文化財団が大きな役割を担っていることを記載するとともに、「環境文化」（屋久島の自然環境を損なうことなく何千年にもわたって積み重ねられてきた屋久島特有の生活文化）という考え方を追加する。
- 単発的な体験やセミナーだけでなく、学校との連携・協力も踏まえた体系的な環境教育を推進していくことについて記載する。
- 関係機関が連携して、屋久島の子供が自然と関わることのできる機会を創出することについて記載する。
- 世界遺産としての価値だけでなく、それを成り立たせている屋久島の価値や屋久島らしさを通して、島を誇りに思う気持ちや屋久島らしい自然観を養うことについて記載する。
- 小杉谷については、屋久島の近世森林の保全と活用の歴史を学ぶことができる貴重なエリアであることを意識し、地元の子供たちが学ぶ機会を充実させるとともに、小杉谷を題材とした教育型のエコツアーの造成を積極的に図っていくことについて記載する。

## 11 (7) 情報の発信と普及啓発

<見直しの視点>

○情報発信と普及啓発

民間との連携、島民への情報発信、島外への一元的な情報発信、小杉谷（林業遺産）や山岳信仰などの歴史・文化の情報発信、島全体が「環境」を売りにする島、グリーン電力は世界に誇れる材料、世界と繋がる制度、世界に発信

13 地域住民・団体やガイド事業者、島内外の民間企業や観光客等との幅広い連携・協働  
 14 の下、遺産地域の保全や適切な利用を推進するためには、~~まずは地域住民・団体、登山~~  
 15 ~~者や一般観光客等が、遺産地域の自然の価値や保全・管理の状況、取組の背景や議論の~~  
 16 プロセスといった情報を、正確かつ積極的に的確に理解することが必要である。そのた

1 ~~め、世界遺産委員会に評価された特異な生態系や優れた自然景観のほか、これらの基盤~~  
 2 ~~としての屋久島の自然、歴史、産業等について、幅広く教育・普及活動を行うとともに~~  
 3 ~~に、発信していく。の提供等を行う。~~また、登山、観光等の利用に伴う遺産地域の生態  
 4 系や自然景観への悪影響の防止や、安全で持続可能な利用を図るため、登山者や一般観  
 5 光客に対して、以下の観光利用上のルールやマナーことについて普及啓発を行う。

- 6 ① ヤクシカやヤクシマザルをはじめとする野生動物の生態に係る正しい知識や遺産  
7 地域の自然情報等
- 8 ② ゴミの持ち帰り、昆虫や植物の採集、たき火等の禁止といった登山時のマナー
- 9 ③ 自らの身は自らが守るという自己責任意識や危険回避といった登山時の安全管理  
10 のためのルール

11 また、世界遺産が世界と繋がる制度であることを認識し、世界遺産に関する情報や  
 12 ルール、マナーだけでなく、下記の情報を島内外に積極的に発信する。

- 13 ④ 山岳信仰などの歴史・文化を含む島全体の魅力
- 14 ⑤ 世界遺産の価値の土台となっている水環境に注目し、島づくりの指標として、い  
 15 つでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全  
 16 と創造に努めつとめ、そのことによって屋久島の価値を問い続けてつづけている  
 17 こと
- 18 ⑥ 島内電力を水力発電でほぼ完全自給している事実などの自然と人間が共生するス  
 19 タイル

20 利用に関するマナーやルールについて、巡視活動の実施に併せて、登山者・一般観  
 21 光客に対して指導・啓発を行う。さらに、これらに関する情報のほか、遺産地域の保  
 22 全・管理に係る情報、遺産地域の自然情報等について、情報発信の方法は、関係行政  
 23 機関等の主要施設、イベント等の場において、案内板、ホームページ、パンフレット、  
 24 映像等を効果的に活用する。し、積極的に国内外への情報の発信に努める。また、S  
 25 NS等の普及に伴い、個人の情報収集手段も多様化するとともに、利用者個人による  
 26 情報発信力の大きさも高まっている現状を踏まえて、関係行政機関による統一的かつ  
 27 積極的な情報発信を行うほか、民間事業者との連携又は協力による多角的な情報発信  
 28 を行う。

< 追記等の方向性（案） >

- SNS等の普及に伴って、個人の情報収集手段も多様化するとともに、利用者個人による情報発信力の大きさも高まっている現状を踏まえて、関係機関による統一的な情報発信を積極的に行うことを記載する。
- 民間事業者による情報発信が先行していることを踏まえ、これらの民間事業者と連携又は協力して、多角的な情報発信を行うことについて記載する。
- 観光利用上のルール・マナーに関する情報発信や普及啓発だけでなく、世界遺産が世界と繋がる制度であることを認識し、（山岳信仰などの歴史・文化を含むトータルとしての島の魅力、島内電力をほぼ100%水力発電で賄う事実など）自然と人間が共生するスタイルそのものを積極的に発信することを記載する。

● 対外的な情報発信だけでなく、島内への情報発信も推進し、地域住民1人1人が情報の発信者になり得ることを意識しつつ、世界遺産地域やその管理への正確な理解の促進を図ることを記載する

1  
2

## 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項

### (1) 関係行政機関の体制

関係行政機関は、遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等とも連携、情報共有を図りつつ、一体となって遺産地域の効果的・効率的な管理を進める。

#### ア. 環境省（九州地方環境事務所）

屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。

#### イ. 林野庁（九州森林管理局）

屋久島森林管理署及び屋久島森林生態系保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行う。

#### ウ. 文化庁（鹿児島県教育委員会）

熊毛教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行う。

#### エ. 鹿児島県

自然保護課、PR 観光課<sup>[丸之内33]</sup>及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。

#### オ. 屋久島町

屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等を行う。

### (1) 計画の実施 (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との協働型管理体制

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関、関係団体等のそれぞれの役割についてさらに検討を深めるとともに、関係行政機関は、関係団体等との緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

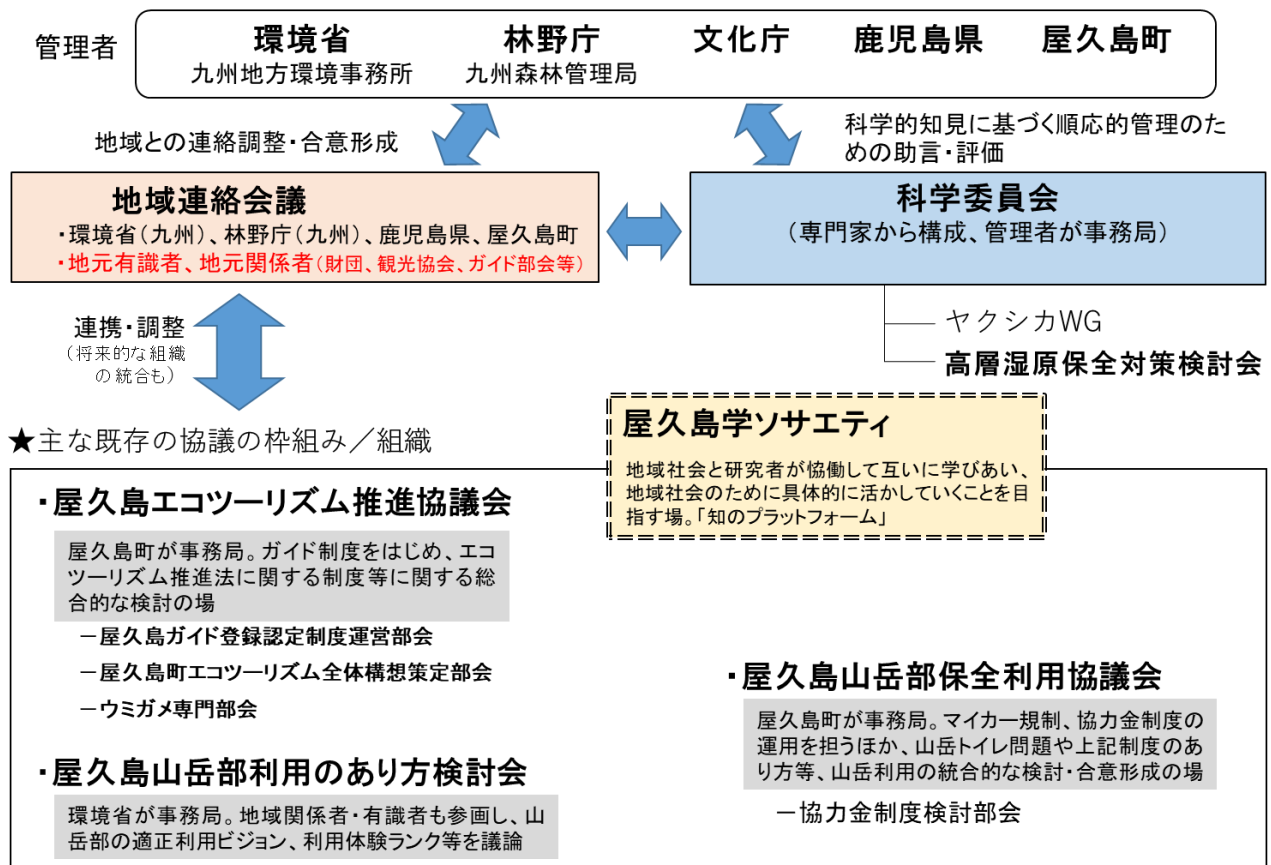
遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、科学委員会等<sup>[丸之内34]</sup>から科学的な立場からの助言を得るものとする。

本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。

また、管理計画では記載のない遺産地域の自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、必要に応じて指標を

1 検討し、実行計画を策定することで、遺産地域の適正な管理を推進する。こうした検討  
 2 の過程や結果、基礎となるデータ等についても、情報の公開、共有化を図る。なお、遺  
 3 産地域の管理について検討する際には、自然環境が地域の暮らしや産業の基盤であるこ  
 4 とを踏まえた上で、その保全と地域の発展の両立が図られるように調整していくものと  
 5 する。

6 加えて、遺産地域の保全・管理や適正な利用を進めていく上で、関係団体等との協同  
 7 関係の構築に努めるとともに、地域住民の積極的な参加・協力を得られるよう、地域ぐ  
 8 るみの活動の展開に努める。



11 図 屋久島世界自然遺産地域の管理体制 [a35]

12 < 追記等の方向性 (案) >

13 ●管理の実施体制の図(管理機関、科学委員会、地域連絡会議、関係する協議会や検討の場との関係)、地域連絡会議については構成メンバー [a36] について掲載する。

14 (2) 計画の見直し [a37]

15 管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応  
 16 じ見直しを行う。その際においては、広く意見を聴き、科学委員会からの助言を得  
 17 つ、地域連絡会議において検討することにより、適切に見直しを行うものとする。

## 1 (3) 資金

2 管理計画を実施するため、関係行政機関は遺産地域の管理に要する費用を可能な限り  
3 継続的に確保していくとともに、確保された資金で最大限の効果を発揮していくため、  
4 関係行政機関、関係団体、専門家等の十分な連携の下、効率的な事業を実施する。

5 また、関係行政機関の資金だけではなく、その他の行政機関、関係団体等の資金も活  
6 用し、公園利用者や国民・企業からの寄付金、助成金、協力金等を積極的に受入れ、遺  
7 産地域のより良い管理を推進する。